

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ArF液浸露光装置(S610C)チャンバ冷凍機交換他作業一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.1	(株)ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 (法人番号4010701007371)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	27,511,920	非公表	-	本案件の(株)ニコン社製ArF液浸露光装置(NSR S610C)は、半導体製造研究における半導体ウエハ微細トランジスタ製造工程において微細回路を形成する露光装置である。今回、冷凍機冷却水タンク槽内から腐食が確認された。腐食の主要因は、施設から供給されている市水に過度な硫酸イオン、塩素イオンが含まれていたことによるものである。このままの状態では運転すると、腐食で汚染されたタンク内の冷却水が正常に冷却液として機能せずオーバーヒートが発生させ、装置停止に陥る危険性が高い。そこで今回、腐食した冷凍機の交換を行う。これにより、安定した性能を発揮することが可能となる。装置本来の性能を維持するためには、交換する部品がすべて、ArF液浸露光装置(NSR S610C)本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須となる。また、当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。よって、本件の契約先は、露光装置の製造者である(株)ニコン製の半導体製造関連装置のメンテナンスを専門に行っている、(株)ニコンテック以外にはない。	6	
スパッタ装置(COSMOS I-1201) ESCステージ 一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.4	キャノンアネルバ(株) 神奈川県川崎市麻生区栗木2-5-1 (法人番号2020001079798)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,320,000	非公表	-	本案件のキャノンアネルバ(株)製スパッタ装置(COSMOS I-1201)は、半導体製造研究における半導体の金属膜を成膜するための半導体製造装置である。ESCチャック機構部ステージに長期間に渡る使用により経年劣化(ステージ表面のスパッタ材付着等)が見られる。このまま継続して使用する事によりESCステージ上にてウエハが裏面からの圧力に耐えきれずウエハの破損や位置ズレに伴う搬送システムの異常を起こす危険性がある。よって、装置保守の為ESCステージを更新する事により機能を維持するものである。ESCステージの更新に伴い、スパッタ成膜精度を維持しつつESCチャック機構と完全な互換性を持つ事が必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。よって、本件の契約先は、当該スパッタ装置(COSMOS I-1201)の製造者であるキャノンアネルバ(株)以外にはない。	4	
小型成膜試験装置 不具合修理 一式	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.4	住友重機械工業(株) 東京都品川区大崎2-1-1 (法人番号9010701005032)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,110,366	非公表	-	本修理作業では、①基板温度制御天板、②陽極切替器、③ガン電源盤抵抗器の修理および交換を行う。また、修理・交換作業後に単体の動作確認、耐圧・リークテスト、抵抗値確認、放電動作確認を行い、正常動作するように調整を行う必要があるため、本装置の構造を熟知し、必要十分な技術、ノウハウ、及び経験を有することが必要不可欠である。以上の理由から、本装置の修理等を行う上で必要十分な技術、ノウハウ、及び経験を有した、本装置の製造者である住友重機械工業(株)以外では実施できない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
干渉計レーザー交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.4	(株)ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 (法人番号4010701007371)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,522,800	非公表	-	本干渉計レーザー交換作業を実施するためには、ステッパー全体の仕様、及び干渉計レーザーの仕様を十分に熟知していることが必要不可欠である。(株)ニコンテックは、ニコン社製各種露光装置の修理、リペア部品及び消耗品の供給等を行っている専門の会社であり、(株)ニコン精機サービス部から分離独立させ、設立された会社であり、装置全体の詳細な図面を確保しており、細部に渡って技術仕様を十分に熟知している。また、(株)ニコンテックは、ニコンが製造する液晶露光装置、半導体露光装置(ステッパ)の保守、メンテナンスの技術サービスを全て行っており、ニコン社の装置に関連する純正品も使用できることから、修理後の品質が確実に保証される。さらに、ニコンテック以外の業者が純正品でない部品で修理を行った場合、品質保証やその後の装置全体の修理保証がなされない場合があるので、ニコンテック以外に修理を請け負わせることができない。よって、修理依頼先として、(株)ニコンテック以外にない。	6	
生成物組成精密分析装置用制御プログラム更新	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.5	(株)島津製作所 つくば支店 茨城県つくば市吾妻3-17-1 (法人番号6130001021068)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,335,960	非公表	-	本案件は、生成物組成精密分析装置の制御及びデータ処理プログラムの更新であり、炭化水素を分析・同定するために、生成物組成精密分析装置の制御及びデータベースの比較・計算を行うために必須のものである。当該プログラムはこれまでWin95を搭載した生成物組成精密分析装置用制御装置で稼働していたが、制御装置の故障により試験を行うことが出来ず、研究に支障をきたしている。現在に至ってはWin95搭載機の入手は困難であること、また、既存の制御プログラムの動作保証はWin95のみであることから、上位OSを搭載した制御装置への交換に伴い上位OSに対応した制御プログラムへの更新が必要となった。生成物組成精密分析装置及び制御プログラムは(株)島津製作所製であり、制御プログラムは生成物組成精密分析装置と互換性が必要である。当該装置の制御プログラムは(株)島津製作所以外では供給を行っていない。よって、制御プログラム更新の契約先は(株)島津製作所以外にない。	4	
高温イオン注入装置用除害装置およびエッチング機用排気処理装置の改造と立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.5	(株)巴商会 学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,391,200	非公表	-	当該装置は(株)巴商会製であり、現有的機能を維持しつつ改造と立上げ(除害能力の保証)を行うには、当該装置の構造を熟知している必要がある、当該装置を正常に稼働することができるように改造と立上げが行えるのは、この装置の設計から製作までを行った(株)巴商会以外にはない。また、(株)巴商会以外の者が装置の改造と立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及びスキルがないため、正常な動作をしない可能性が非常に高く、(株)巴商会以外に装置の機能・性能の保証ができない。以上から、契約先は(株)巴商会以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
セミオートブローバーの組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.5	ベクターセミコン(株) 東京都荒川区西日暮里2-43-2 (法人番号9011501014256)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,089,260	非公表	-	当該装置は、産総研と住友電気工業(株)との共同研究契約により、2016年2月に住友電気工業(株)から産総研に寄附された装置である。装置は各々①セミオートブローバーが17種、②セミオートブローバー5号機が13種、③セミオートブローバー6号機が13種のパーツに分離されており、稼働準備のために、当該装置の組立て及び立上げ作業を行う必要がある。当該装置はベクターセミコン(株)製であり、当該装置の組立て及び立上げを行うには、構造を熟知している必要がある。当該装置を正常に稼働することができるように組立て及び立上げが行えるのは、この装置の設計から製作までを行ったベクターセミコン(株)以外にはない。また、ベクターセミコン(株)以外の者が装置の組立て、立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が高く装置の保証が得られない。以上から、本件の契約先はベクターセミコン(株)以外にはない。	6	
分光エリブ薄膜解析装置(ASET-F5X)XYZ軸インターフェース基板交換修理作業一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.5	ケーエルエー・テンコール(株) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134 (法人番号6020001010379)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	938,466	非公表	-	当該装置は、経年劣化のためXYZインターフェース基板に故障が生じており、300mmウエハ全面の膜厚分布を測定できない状態である。膜厚分布取得のため測定をスタートさせると、XYZインターフェース基板の故障によりウェハステージが原点位置を認識せず、エラーが発生し測定が停止する。各種プロセスの品質管理、デバイスの膜厚確認を行うためには、故障した、XYZインターフェース基板の交換修理を行う必要がある。当該装置の機能を正しく理解している事が重要であり、当該装置の製作者以外が修理作業を行った場合、装置の継続使用に著しい支障を生じるおそれがある。また基板の交換修理後の装置の動作保証を得る必要がある。したがって、本案件の依頼先は、当該装置を熟知した、製造元であるケーエルエー・テンコール(株)以外にはない。	6	
高精度比表面積・細孔分布測定装置膜試料測定仕様改造	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.7.7	マイクロトラック・ベル(株) 東京営業所 東京都新宿区高田馬場1-30-4 (法人番号2011001042160)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,206,600	非公表	-	本装置は、定容量法に基づいて各種多孔材料の比表面積、細孔分布、蒸気吸着を測定する装置である。現状では、粉末状の試料の測定を行う仕様であり、支持体上に各種多孔材料の結晶層を形成した膜試料については、精密な測定を行うことができない。この精密な測定を行うためには、極低圧測定に対応する圧力計の設置と、高性能な真空ポンプおよび真空ゲージの変更、また、継手・配管類の変更ならびに、装置の測定時の制御と測定結果の解析を行うソフトウェアの仕様変更が必要不可欠である。また、内部構造の改造および制御プログラムが既存装置に適合していることも必要不可欠である。従って、本改造においては既存装置との互換性が必要であり、既存装置の構造等を熟知し、且つ装置の改造に関する施工技術およびノウハウを持ち合わせており、改造後の動作保証も可能なマイクロトラック・ベル社以外にはない。なお、マイクロトラック・ベル社は、平成26年10月1日に、前身である日本ベル社と他社の事業を統合して発足したものである。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
縦型酸化炉用除害装置の立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.7	(株)巴商会 学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,970,000	非公表	-	本件は、稼働準備のため、除害装置の立上げ作業を行う。作業内容は当該装置の処理剤が充填されていない除害筒へ処理剤を充填する作業、建屋からの用力が正常に接続及び供給されていることの確認作業、バルブ切り替えを含む基本動作、安全動作確認を含めた性能確認を行う。当該装置は(株)荏原製作所製であり、当該装置の除害能力を維持しつつ正常に立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作、処理剤の提供までを行う(株)荏原製作所以外にはない。また、(株)荏原製作所以外の者が装置立上げ作業を行った場合、製造元が保管している設計図や過去の稼働履歴から設備状態を把握できていないため、正常に稼働しない可能性が高く装置の保証が得られない。以上から、本作業は(株)荏原製作所以外にないと判断し、本件の契約先は、(株)荏原製作所製の機器のメンテナンスを担当する(株)荏原フィールドテックより一任(代理店)されている(株)巴商会以外にない。	6	
塩素熱処理炉用除害装置の改造及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.7	(株)巴商会 学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,944,000	非公表	-	本件は、産総研の研究CRの安全仕様と当該装置を適合させるため、安全対策として筐体排気低下の異常を検知し、これを装置異常警報として発報する機能を付与する改造を行う。また、稼働準備のため装置の立上げ作業として、当該装置の処理剤が充填されていない除害筒へ処理剤を充填する作業、建屋からの用力が正常に接続及び供給されていることの確認作業、バルブ切り替えを含む基本動作、安全動作確認を含めた性能確認を行う。当該装置は宇部興産(株)製であり、当該装置の除害能力を維持しつつ正常に改造及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作、処理剤の提供までを行う宇部興産(株)以外にはない。また、宇部興産(株)以外の者が改造及び装置立上げ作業を行った場合、製造元が保管している設計図や過去の稼働履歴から設備状態を把握できていないため、正常に稼働しない可能性が高く保証が得られない。以上から、本作業は宇部興産(株)以外にないと判断し、本件の契約先は、宇部興産(株)より一任(代理店)されている(株)巴商会以外にない。	6	
3インチSi基板	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.8	信越化学工業(株) 東京都千代田区大手町2-6-1 (法人番号5010001008680)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,295,620	非公表	-	今回、昨年度までに確定させたデバイスプロセスの全工程を踏襲して新世代Si-IGBT試作実証を行う。そのためには、これまで実施してきた研究の継続性およびデータの連続性の確保の観点から、各デバイスプロセスの条件確定に用いた標準基板、即ち信越化学工業のSi基板を用いてSi-IGBT試作実証を行うことが必須である。以上の理由から、契約相手先は、信越化学工業以外にないと判断する。	3	
合成開口レーダTerraSAR-Xデータ	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.7.8	(株)パスコ 衛星事業部 東京都目黒区青葉台4-9-6 (法人番号5013201004656)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,430,000	非公表	-	研究遂行上、人工衛星搭載合成開口レーダにて観測されたデータが必要であり、かつ、データは実測観測値が入手できる地点を観測したものでなくてはならない。本研究では、昨年度より合成開口レーダTerraSAR-Xによって実測値が入手できる茨城県波崎を目標とした観測データ(契約者:(株)パスコ)を入手している。精度検証を行うためには、前年度の観測データと今年度において新たに収集する観測データを比較するためのデータの連続性が必要であり、データの収集方法に関する手法が同一であることが求められる。ドイツ衛星の商業利用をInfoterra社が担当しており、日本国内ではパートナー契約を結び、国内での独占販売権を保有している(株)パスコである。よって契約先は(株)パスコ以外にない。	3	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
恒温恒湿槽修理作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.8	エスベック(株) つくば営業所 茨城県つくば市松代1-11-10 (法人番号7120001059661)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,478,088	非公表	-	モジュールの信頼性を評価する高温・高湿試験を行うための恒温恒湿槽が経年劣化し、冷凍機の性能が落ちて正常に使用できなくなっているため、当該装置の修理を行う必要がある。また、経年劣化しにくい材質のものを取り換えることにより、今後の長期使用を実現するものとする。電気配線・配管の詳細や装置の使用状況に応じた適切な修理方法などは、他の会社では知りえない情報であり、本装置に手を加えられるのは本装置のメーカーであるエスベック(株)しかいない。仮に、他社に依頼する場合、まずは装置の現況を把握するための作業が必要となり、また修理作業後に不具合が起きることも十分に考えられるなど、損害は計り知れない。よって本体装置構造を熟知したエスベック(株)以外ない。	6	
ドライエッチング装置(Telius)定期点検作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.8	東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,190,768	非公表	-	本案件の東京エレクトロン(株)製ドライエッチング装置(Telius)は、半導体製造研究における半導体の極微細パターン形成に専用化した酸化膜系及び窒化膜系300mmドライエッチング加工をするための半導体製造装置である。2002年より現在まで継続使用しているため、14年間の長期に渡る使用により老朽化は避けられず各部の経年劣化が予想される。このまま継続使用した場合、突然の不具合に見舞われる恐れがある。よって、装置の予防保全を目的として装置の定期点検を実施するものである。装置固有の特殊治具も使用するため当該装置の機能を正しく理解している事が重要であり、当該装置の製作者以外が点検作業を行った場合、装置の継続使用に著しい支障を生じるおそれがある。また点検作業後の動作保証を得る必要がある。以上の理由により、本件の契約先としては、当該ドライエッチング装置(Telius)の製造者である東京エレクトロン(株)以外にはない。	6	
高速厚膜SiCエビ成長装置部品一式	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.11	古河機械金属(株) 栃木県小山市若木町1-23-15 (法人番号7010001008803)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,804,000	非公表	-	本物品は、高速厚膜SiCエビ成長装置(古河機械金属(株)製VF301)を使用してSiCのエピタキシャル膜を100 $\mu\text{m/h}$ 以上の高速で成長させる際、同装置内においてSiC基板を設置するために用いる部材であり、SiCのエピタキシャル膜の均一性を決めるうえで非常に重要な部分である。今回、これらの部材がエビ成長により破損、堆積物の固着等により消耗したため交換を行う。これらの部材は、本体装置内の高周波加熱機構により1600°Cを超える高温に加熱されるため、本体装置と互換性がないものを用いた場合、加熱中に破損等の不測の事態が発生し、事故を招く恐れがある。そのため、本体装置の性能を正しく発揮させ、かつ、安全に稼働させるためにも、本体装置メーカーの純正品を使用することが必須である。また、交換後の動作保証を得る必要がある。よって、契約先は、本体装置のメーカーであるとともに、代理店を介さず直接販売を行っている古河機械金属(株)以外にない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成28年度沖縄周辺海域の海洋地質学的研究に係る運航及び調査支援等に関する業務	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.7.11	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 東京都港区虎ノ門2-10-1 (法人番号4010405009573)	国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	119,400,000	非公表	-	①マルチナロービーム音響測深器、②サブボトムプロファイラー、③355立方インチのGIガンに6秒間隔で120気圧を提供できるコンプレッサーもしくはその設置スペース、④マルチチャンネルストリーマーケーブル用ウインチもしくはケーブル巻き取りスペース、⑤直径12mm、長さ3000m以上のワイヤーを有し、50m/秒程度以上の速度での巻き出し/巻き取りが可能なウインチ、⑥各種採泥器の格納及び取り回しが可能な広さの甲板スペース、⑦各種採泥器の使用が可能なAフレームあるいはガントリー、⑧船上重力計、⑨三成分磁力計とそれへの船体姿勢データの取り込み、⑩GPSなどによる高精度船位測定装置、⑪8ノット程度での定速かつ決められた測線に沿った航走可能な装備、⑫海底観察及び岩石試料採取が可能な有索無人潜水装置、⑬GIガン、ストリーマーケーブル、セシウム磁力計の同時曳航が可能な甲板スペース、⑭各種データの取得装置の展開が可能なドライラボと採取した堆積物/岩石試料の一次処理が可能なウェットラボのスペース、⑮調査機材を格納するスペース、⑯10名以上の研究者の乗船スペース。以上の点を満たす調査船は、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の所有する「白嶺」しかない。従って、契約先として想定できるのは独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構以外にない。		
東京大学情報基盤センター計算機の利用	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.11	国立大学法人東京大学情報基盤センター 東京都文京区弥生2-11-16 (法人番号5010005007398)	国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,000,000	非公表	-	本研究では数百原子規模の系の第一原理シミュレーションを構造最適化・分子動力学計算を含めて大量に行う必要があり、研究業務に支障をきたさないように、高いスループットを発揮するスーパーコンピュータを利用する必要がある。また、昨年度行った計算により得られた膨大な波動関数等のデータの継続性も確保する必要がある。東京大学情報基盤センターOakleaf-FXは昨年度利用しており、データの継続性が確保できる。また、FX10を50ラック(4,800ノード)保有しているため、高いスループットが期待できる。その他、計算待ち時間、Queue構成やジョブスケジューラの習熟度合いなど総合的に判断し、当該情報基盤センターのスーパーコンピュータを利用することとした。		
車両運動プログラムの改修	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼 弘次 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.7.11	三菱プレジジョン(株) 東京都江東区有明3-5-7 (法人番号8010601032482)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,456,000	非公表	-	当所で既に所有しているDSは、ドライビングシミュレータシステムの製造会社である三菱プレジジョン(株)が全て開発したものである。本作業は、システム構成全体像の中で、映像装置群および動揺装置を制御するための運転環境模擬装置(ホスト計算機)のプログラム改修である。運転環境模擬装置の車両運動プログラムは当該企業の独自仕様となっており、著作権、改変権等の知的財産権は当該企業が専有している。他社ではプログラムの改修を行うことが不可能であるため、本仕様を満たす車両制御プログラムの改修は、三菱プレジジョン(株)以外にはない。	7	
合金化アニール炉の組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.12	三井物産エレクトロニクス(株) 東京都港区芝公園2-4-1 (法人番号4010401056033)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,747,088	非公表	-	当該装置は(株)ケミトロニクス製であり、当該装置の組立て及び立上げ作業を行うには、構造を熟知している必要があり、また当該装置を正常に稼働することが出来るように組立て及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行った(株)ケミトロニクス以外にはない。また、(株)ケミトロニクス以外の者が組立て及び立上げ作業を行った場合、製造元が保管している設計図や、過去の稼働履歴から設備状態を把握できていないため、正常に稼働しない可能性が高く装置の保証が得られない。以上から、本作業は(株)ケミトロニクス以外にないと判断し、本件の契約先は、(株)ケミトロニクスから一任(代理店)されている三井物産エレクトロニクス(株)以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
衛星画像を用いた高頻度自動変化検出システムの運用管理等	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 小野瀬 克信 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.7.13	三菱スペース・ソフトウェア(株) 東京都港区浜松町2-4-1 (法人番号9010401028746)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	15,973,200	非公表	-	本業務は、これまで開発した試作プログラム等に基づいて、衛星画像時系列から地表の変化を自動的に検知する自動変化検知システムを構築し、定常的に運用管理を行い、そこから新たに得られる知見等に基づいて、試作プログラムを構成している「輝度・幾何補正処理ソフトウェア」の変化検知の閾値・利用するバンドの組み合わせといった各種パラメータを最適化し、雲のスクリーニング方法などのソフトウェア改修を行うものである。「輝度・幾何補正処理ソフトウェア」の権利は、三菱スペース・ソフトウェア(株)が有しており、このため本作業を実施できるのは、当該ソフトウェアの開発業者である三菱スペース・ソフトウェア(株)しかないと判断する。	7	
米国におけるスマートインバータの導入推進策の調査業務	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.7.13	(株)沖縄エネテック 沖縄県浦添市牧港5-2-1 (法人番号4360001008655)	研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,445,360	非公表	-	ハワイ州と沖縄県は、再生可能エネルギーによる分散電源の導入量が近年拡大しており、電力事業者が相互の課題を抱えている。このため、ハワイ州と沖縄県では沖縄ハワイクリーンエネルギー協力の協定を締結し、「省エネビル」「スマートグリッド」「再生可能エネルギー」「人材交流」の4分野で協力してきた。2011年から2015年まで、ハワイ州と新エネルギー・産業技術総合研究開発機構ではマウイ島においてスマートグリッド実証事業を行った。本件で選定される契約先である沖縄エネテックは、同協力における第4回タスクフォースにおいて、ハワイ電力社との持続的人材交流が参加者から賞賛された。2015年7月には、ハワイ州、沖縄県、経済産業省、米国エネルギー省は同協力の覚書を更新し、協力を深化させることとなった。本調査業務は、委託元である経済産業省より、沖縄エネテックによるスマートインバータの導入事例の調査が同協力の推進と共に当該委託研究の実施において重要であると判断され、昨年度に引き続き、実施体制において調査の供給者として指定された。以上により、本調査業務は(株)沖縄エネテック以外に契約できる業者はない。	18	
集束イオンビーム加工観察装置定期点検整備作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.13	(株)日立ハイテクフィールドینگ つくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号9011101029712)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器の開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,532,520	非公表	-	本件は、当該装置の不具合により長期停止となる事で研究開発に支障を及ぼす事がないよう装置の予防保全を目的として装置の定期点検整備作業を実施するものである。本件を確実に実施するためには、当該装置固有の機構に関する情報を有していること、並びに精密な調整の技術を有していることが不可欠である。当該装置の製作者以外が点検作業を行った場合、装置の継続使用に著しい支障を生じるおそれがある。また点検整備を踏まえて、整備作業後の装置の正常稼働の保証を得る必要がある。よって、本件の契約先としては、日立ハイテクロジクス社製FB-2100形集束イオンビーム加工観察装置の保守サービス業務を一任されている、(株)日立ハイテクフィールドینگ社以外にはない。	6	
材料開発シミュレーション統合ソフトウェア(Materials Studio)保守	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H28.7.13	ダイキン工業(株)電子システム事業部 東京都港区港南2-18-1 (法人番号8120001059660)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,268,819	非公表	-	ダツソー・システムズ・バイオバ社製のMaterials Studioは、各種物性データを第一原理から高精度で計算することが可能なソフトウェアであり、熱力学データベースを開発する上で基盤となるデータを計算するうえで必要なツールである。当該ソフトウェアを継続的に使用するためには、ソフトウェアアップデート、性能改善等のためのバージョンアップ、および技術サポートが必要不可欠であり、これらのサポートを行えるのは、著作権者であるダツソー・システムズ・バイオバ社の日本における唯一の代理店であるダイキン工業(株)以外には不可能である。以上の理由により、本サポートの契約先は、ダイキン工業(株)以外にはない。	7	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
HCD-SiN成膜装置石英部品交換作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.14	東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,654,310	非公表	-	本案件のHCD-SiN成膜装置は、積算膜厚上昇により膜はがれが発生するため、ドライクリーニングにより石英に付着した膜を除去する必要がある。その際に石英も削られるため、消耗石英部品の交換を行うものである。当該石英部品の交換を実施しない場合、石英に破損(割れ・ピンホール等)が発生し、正常な成膜が行えなくなる。その間、長期停止となる事で研究開発に支障を及ぼす事が危惧される。SiN膜の成膜精度を維持し、最終的には装置の動作保証を製造メーカーに担保するには、交換する石英部品を製造社製の純正品とする他ない。よって、本件の契約先としては、当該HCD-SiN成膜装置の製造者である東京エレクトロン(株)以外にはない。	6	
燃焼イオンクロマトグラフの移設及び修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.14	(株)サンブラネット 東京都文京区大塚3-5-10 (法人番号6010001073518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,910,600	非公表	-	現在本装置はつくば西事業所2H棟1104室に設置しており、当該実験室は湿度管理が可能な特殊空調機が整備されているが、今般特殊空調機の老朽化に伴い、特殊空調機の撤去及び一般空調化が予定されている。空調工事期間中、本装置を2H棟1104室に設置したままでは使用出来ないことから、2H棟2105室へ移設する必要がある。今回は、本装置の移設に加えて、燃焼装置のガラス部材は設置後固着することから、装置移動に耐えうる状況にないため、移設に際してバルブユニットや廃液ポンプ、電磁弁等の交換・修理を行う。本装置は特別な改造を加えた装置のため、部品交換・修理において当該装置の構造を熟知している必要がある。これらの作業を製造者以外の者が行った場合、製造者が保管している設計図から装置の状況を把握出来ないため、適切に作業を履行することが出来ない可能性が高く、装置の保証が得られない。以上から、本件の契約先は㈱三菱化学アナリテックの代理店である㈱サンブラネット以外にはない。	6	
スパッタ装置移設作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.15	キヤノンアネルバ(株) 神奈川県川崎市麻生区栗木2-5-1 (法人番号2020001079798)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,517,400	非公表	-	本件は、高周波スパッタ装置(アネルバ社)の移設作業であるが、スパッタ装置の高周波を発生させる電源部分およびマッチングボックスの部分は機構が大変繊細であり、その調整は極めて高い専門性を必要とする。解体、搬送、組み上げ、再調整作業の過程で機器の性能が損なわれないよう、細心の注意が必要となる。当該装置の解体・移設及び再構築後の調整等作業には、当該装置に関する知見とノウハウが必要不可欠であり、特に、安全装置等の電氣的配線、機械的結合には、十分な知見を有する必要がある。それらを含めた当該装置の解体・移設及び再構築後の調整等作業や正常動作の保証は、製造業者以外では不可能である。よって、本作業の契約先は、製造業者であるキヤノンアネルバ(株)以外にはない。	6	
結晶構造モデリングソフトウェアライセンス及び保守	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.7.15	ダイキン工業(株)電子システム事業部 東京都港区港南2-18-1 (法人番号8120001059660)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,251,936	非公表	-	当該研究部門では、平成18年よりMaterials Studio製品群のライセンスファイルの設定・更新・保守を継続してダイキン工業(株)に依頼してきた。ダイキン工業(株)は、ダッソー社から日本国内における公的機関・大学等の唯一の代理店として指定されており、ソフトウェアの保守等を他の代理店を経由させずに一元的に行っている。このため、当該ソフトウェア保守を行うことが国内で可能な者は、ダイキン工業(株)以外にはない。	7	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東京大学情報基盤センター計算機の利用	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.19	国立大学法人東京大学情報基盤センター 東京都文京区弥生2-11-16 (法人番号5010005007398)	国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,020,800	非公表	-	本研究で利用するプログラムは有効遮蔽媒質法が導入されている平面波基底を用いた擬ポテンシャルプログラムであり、本プログラムは各種のスーパーコンピュータ上で高い並列性能を発揮できるように最適化されている。そのなかでも大規模な計算リソースを保有しているのは東京大学情報基盤センターFX10及び名古屋大学情報基盤センターFX100であるが、FX10はすでに異なるプロジェクトにおいて利用しており、FX100は、近々調達請求申請を行う予定である。また、本プロジェクトは実施期間(9ヶ月)でスループットを高めて全ての計算を行うために、さらに他の情報基盤センターのリソースを利用する必要がある。当プロジェクトで用いる計算プログラムは、SR16000、SX-ACE、XeonCPUの中では、XeonCPUを用いたシステムでの最適化がより進んでいる。したがって、本件においては、上記情報基盤センターの中より、最大のXeonCPUシステムを保有している東京大学情報基盤センターReedbushを利用することとした。		
個別要素法ソフトウェアのライセンスおよび計算機の賃借	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.7.19	伊藤忠テクノソリューションズ(株) 東京都千代田区霞が関3-2-5 (法人番号2010001010788)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,587,296	非公表	-	当部門では、岩石の破壊力学試験(一軸圧縮試験、圧裂引張試験、破壊靱性試験等)の数値シミュレーションを応用した研究において、平成16年度以降継続してITASCA社製のソフトウェアPFC 3Dを使用し、地盤、岩盤、資源工学に関する実績を積み上げてきた。研究で求められる数値シミュレーションによる成果を出すためには、これまでに得られたデータと比較し確実に研究開発を進めなければならず、PFC 3Dの後継モデルにあたるPFC Suite 3Dの使用が必須である。このPFC Suite 3Dのライセンスの日本国内における販売および賃借を含む供給は、その独占販売代理店である伊藤忠テクノソリューションズ(株)が国内唯一の者であり、PFC Suite 3Dの動作確認済PCワークステーションの供給も併せて実施しているため、契約先は伊藤忠テクノソリューションズ(株)以外にない。	3	
レーザー受光量最適調整機能ソフトウェア	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.19	(株)キーエンス 大阪府大阪市東淀川区東中島1-3-14 (法人番号4120001051530)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,268,000	非公表	-	現在の装置には、測定物の傾斜・材質に合わせたレーザー受光量調整機能を有したソフトウェアが搭載されていないため、測定物が複雑な微細形状や複数の材質からなる場合、正確に形状を測定することができない。特に急峻に高さに変化する部分ではレーザーの反射光を十分に受光できず、検出感度が低下するために、高さの測定値がばらついてしまう。本年度の研究計画では、サブミクロンスケールで高さが急峻に変化する複雑な凹凸形状を有した磁気センサデバイスを製作する。本磁気センサの凹凸形状を正確に測定するためには当該機能が必要となる。現在の当該機能を有していないソフトウェアは、本体装置メーカーである(株)キーエンス製であり、かつ、同社から使用許諾を受け、装置専用のオペレーティングシステム上で動作が保証されているが、今回は当該機能追加版のソフトウェアの使用許諾を受け、合わせて機能追加後の動作保証を得るものである。当該ソフトウェアは代理店を介さず、本体装置メーカーが直接販売を行っているため、同社から購入するしかない。以上の理由より、契約相手先は、本体装置メーカーである(株)キーエンス以外にない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水蒸気雰囲気示差熱天秤装置発生ガス分析システム対応改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.19	(株)リガク 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-14-4 (法人番号5012801002680)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,484,000	非公表	-	本案件は、スキマーインターフェース及びPIがTGの赤外加熱炉オプションと相互干渉することが判明したため、これらを接続可能にする改造である。改造によりスキマーインターフェースによるTGとMSの接続及びPIオン化が可能となり、副生成物の分析精度が向上して、高付加価値化合物含有フラクションの効率的採取方法を精密化し、研究遂行が可能となる。(株)リガク製水蒸気雰囲気示差熱天秤装置は付属制御装置により、同天秤装置内部雰囲気、温度設定及び昇温速度等を制御している。設定温度における内部雰囲気変更、設定温度における昇温速度変更、所定時間の温度保持、同保持後の再昇温等を制御し、同時に温度、試料重量等のデータを収録している。このため改造後においても、同制御装置により同天秤装置を制御でき、さらに上記の機能や性能を満足することを確認できなければならない。天秤装置及び付属制御装置を製作供給した者以外の者から調達した場合、前述のような内部雰囲気、温度設定、昇温速度の複雑な制御及び温度、試料重量等の同時データ収録が不可能となり、機器の使用に著しい支障を生じる。よって、本装置の改造が実施でき、改造後の動作保証が行えるのは本装置の製造者である(株)リガク以外に無いと判断する。	6	
掘削試験装置制御システム整備	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.7.19	鉦研工業(株) 東京都豊島区高田2-17-22 (法人番号8013301022968)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,404,000	非公表	-	当該掘削試験装置は市販品ではなく、過去に実施したビットの開発研究のために特別に製作された装置である。この試験装置の一部である油圧ポンプを整備するには①油圧ユニット内に設置された油圧ポンプと各種油圧配管(4系統)の切り離し、②油圧ポンプと電動モータの切り離し、③油圧ポンプ部品の取り外し、④油圧ポンプ本体の脱着、⑤各種油圧配管の接続、⑥油圧ポンプと電動モータの接続などを行う必要がある。さらに、変位計と計測量表示部についても自動掘削システムの一部を構成していることから、掘削試験装置全体を熟知している必要がある。以上のように、本整備においては、前述①～⑥項の工程に加え、変位計の交換及び調整、油圧ユニットと変位計の動作確認、計測量表示部の作動確認等を行う必要があり、これらの整備を迅速かつ的確に実施するには、掘削試験装置全体を熟知しているとともに、装置類の取り外しや取り付けについても十分な経験と実績を有することが必要である。したがって、本件を遂行できる者は掘削試験装置の製造業者である鉦研工業(株)以外にない。	6	
数値解析ソフトウェア	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 小野瀬 克信 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.7.19	マスワークス合同会社 東京都港区赤坂4-15-1 (法人番号3010403007563)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,959,200	非公表	-	室内環境を撮影した10,000枚の色画像と距離画像を含む、全ての画像にはベッドやソファ等の写っている物体のカテゴリ名と、それらがどこに写っているかの情報が付与されている世界最大規模の室内環境三次元データセットを利用することとしているが、当該データセットは、MATLABでしか読み取れないフォーマットで公開されているため、MATLAB以外のソフトウェアでは、当該データセットを使用することができず、高精度の機械学習を行うことはできない。現在の研究開発を適切に進めていくための数値解析ソフトウェアはMATLAB以外にはなく、MATLABは、国内では、開発元で著作権を有しているMathWorks社の日本法人であるマスワークス合同会社が直接販売している。従って契約相手は同社以外にない。	7	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
SiC-CVD装置の法令に基づく点検整備作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.21	東京エレクトロン(株) 東京都港区赤坂5-3-1 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,831,467	非公表	-	本作業は250 μ m厚のSiCのエピタキシャル膜を成長させるSiC-CVD装置(東京エレクトロン社製、型番:Probus-SiC)について、高圧ガス保安法に定められた年1回の自主点検及び必要に応じた整備処置を行うものである。本装置は、特殊材料ガスであるSiH4を使用して1700°Cを超える高温下でSiCの単結晶薄膜を成長させる装置である。そのため、本装置は、高圧ガス保安法の規制により定期的な点検を行い、装置の正常な状態を維持することが求められる。これら法令で厳重に定められた点検を責任を持って対応し、整備完了の保証を負えるのは本装置の製造元をおいてない。以上の理由より契約先は、本装置の製造元である東京エレクトロン(株)以外にはない。	6	
プラズマCVD装置の分解整備、組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.22	(株)アプトシステムズ 新潟県長岡市南陽2-949-12 (法人番号5110001024718)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	27,620,352	非公表	-	当該装置はASM社製であり、当該装置の分解整備、組立て及び立上げ作業にあたっては、装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように分解整備、組立て及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行ったASM社以外にはない。また、ASM社以外の者が当該装置の分解整備、組立て及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立図及びスキルが無いため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の機能・性能の保証が得られない。よって、本作業が行えるのはASM社以外になく、本件の契約先は当該装置のサポート業務全般を委託されている(株)アプトシステムズ以外にはない。	6	
化合物半導体成膜装置増設作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.22	(株)エビクエスト 京都府京都市南区上鳥羽中河原51 (法人番号4130001031630)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	15,498,000	非公表	-	本作業は、CIS太陽電池の高性能光吸収層作製技術開発の実験において使用している化合物半導体成膜装置に、蒸着源4式を増設する作業である。当該作業は本体装置の構造を熟知していることを必要とし、増設後の装置への動作保証を得る必要がある。以上より、製作、供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。契約先は、製造元である(株)エビクエスト以外にはない。	6	
エッチング機の組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.22	アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,159,104	非公表	-	当該装置の組立て及び立上げ作業にあたっては、装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように組立て及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行った(株)アルバック以外にはない。また、(株)アルバック以外の者が当該装置の組立て及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立図及びスキルが無いため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の機能・性能の保証が得られない。(株)アルバックは、エッチング機の部品販売を含め、修理・保守等をアルバックテクノ(株)に一任しており、当該装置の組立て及び立上げ作業の実施はアルバックテクノ(株)以外にはないと判断される。また、このアルバックテクノ(株)の契約窓口はアルバック販売(株)が担当しており、当該装置の組立て及び立上げ作業の契約先としては、アルバック販売(株)以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
MBE装置オーバーホール	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.22	(株)フォーサイトテクノ 東京都江東区南砂3-3-4 (法人番号1010601026053)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,237,840	非公表	-	今般、MBE装置中のAs _s 、及びP分子線発生装置に不具合が生じた。As分子線発生装置については、既存の装置をMBE装置から取り外し、Exchangeという形で別途用意した新規As分子線発生装置を取り付ける。P分子線発生装置については、申請者がもう一台所有している固体P分子線発生装置を他のMBE装置から取り外し、現状の装置と入れ替えることで対応する。以上の作業は全てリペール社製のMBE装置、分子線発生装置に関するものであり、その正規代理店以外の業者がメンテナンスを行うことは不可能である。また正規代理店以外の業者による修理で不具合が生じた場合、リペール社による保証はされない。さらに、本装置は固体Pソースを用いているため、真空チャンバー内にPが付着し、メンテナンス時には注意が必要ながわっている。本作業を行うにあたってはP系MBE装置について十分な経験とノウハウを有している必要がある。(株)フォーサイトテクノは、2年前にも同様の作業を行った経験があるとともに、既存装置の製造者(リペール社)の国内唯一の代理店であり、十分な経験とノウハウを有している。以上の理由より、(株)フォーサイトテクノ以外には、本作業を履行できる者はいない。	6	
薄膜形成装置用金属蒸着源部品交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.22	(株)エビクエスト 京都府京都市南区上鳥羽中河原51 (法人番号4130001031630)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,598,400	非公表	-	本作業は、現状Kセルの真空内部品全般[温度加熱用ヒータ、ラジエーションシールド(熱の周辺への漏れ防ぐ)、熱電対(温度計)、坩堝(蒸着原料用容器)及び坩堝支え、真空内配線一式、シャッター一式、その他支柱等が変質・変形しているため、この部分をすべて除去し、エビクエスト社の独自部品を使い、納品時と同様の構造に組み直す作業である。作業後のkセルの温度特性、分子線(金属蒸気)の特性が交換前と同程度であることを必要とする。また、当該交換部品は、水冷機構等のkセルを装着する周囲の環境と高い形状互換性を有する必要がある。製作、供給した者以外の者から調達をしたならば、kセルの機能を損なうなど、当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。以上のことから、本作業における契約先は、本装置の製造元である(株)エビクエスト以外にない。	6	
ロボット介護機器 移乗サポートロボットHUG	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.22	富士機械製造(株) 愛知県知立市山町茶碓山19 (法人番号2180301014885)	研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,620,000	非公表	-	本研究は、AMEDのロボット介護機器開発・導入促進事業の一部として行うものであり、事業の成果物の評価を行うことが業務の一部である。事業の参画事業者である富士機械製造は、移乗機器(非装着)分野に事業開始時から機器の開発を行ってきており、3か年計画の開発事業を終え、最終年度末(昨年度、平成27年度)のステージゲート審査を受けた後、成果物である移乗サポートロボットHUGを製品化した。本基準策定・評価事業の趣旨から、当該物品は評価対象の一つである。当該物品は発売直近であり、開発事業者自身以外に販売代理店等は用意されていないので、1社からしか入手できない。また、開発期間は終了して事業者との契約は終了しており、当該機器の無償提供等は依頼できない。	18	
東京大学情報基盤センター計算機の利用(Reedbush-U システム利用)	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 小野瀬 克信 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.7.25	国立大学法人東京大学情報基盤センター 東京都文京区弥生2-11-16 (法人番号5010005007398)	国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,531,200	非公表	-	暗号技術の安全性の根拠となる数学的問題の困難性の評価と、様々な困難性の評価結果を考慮した上で、安全な暗号技術を実現するためのパラメータの生成実験において、次の仕様を満たす、大規模並列かつ高性能な計算機およびプログラミングの環境が要求されることから、当該研究を実施するためには、東京大学情報基盤センターのReedbush-Uシステム以外にはない。		

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ランプアニール装置改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.26	光洋サーモシステム(株) 東部支社 東京都中央区銀座7-11-15 (法人番号4150001006481)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,290,400	非公表	-	当該装置は光洋サーモシステム(株)製であり、現有装置の機能を維持しつつ、6インチ対応の基板を使用可能とする改造を行えるのは、現有装置の構造を熟知しており、この装置の設計から製作までを行った光洋サーモシステム(株)以外にはない。また、光洋サーモシステム株式会社以外の者が装置の改造を行った場合、使用時の保証、長期使用後の故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。以上の理由から、本件の契約先は光洋サーモシステム(株)以外にはない。	6	
ドーブシリコン膜用縦型低圧CVD装置 石英部品 一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.26	(株)国際電気セミコンダクターサービス 富山県富山市八尾町内2-1 (法人番号4230001013387)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,870,424	非公表	-	本案件のドーブシリコン成膜装置は、地震(2016年5月16日21時23分頃、つくば市震度4)の影響により石英部品が破損して、成膜処理が行えない為、破損した石英部品を購入するものである。破損した石英部品をそのまま継続して使用した場合、成膜処理が行えないだけでなく、二次被害(異物巻き込み、ウェハ割れ、ウェハ搬送異常、破損ウェハによるケガ等)を及ぼす可能性がある。ドーブシリコン膜の成膜精度を維持するためには交換する石英部品がドーブシリコン成膜装置本体と完全な互換性を持つことが必須である。また当該装置の製造者以外が当該作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがあるとともに、石英部品交換後の装置の動作保証が得られない。よって、本件の受注業者としては、(株)日立国際電気製ドーブシリコン成膜装置の保守サービス業務、保守部品の販売を行っている(株)国際電気セミコンダクターサービス社以外にはない。	4	
自動真空テープ貼付装置、自動テープ剥がし装置及びマウンター装置の組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.26	(株)タカトリ 奈良県橿原市新堂町313-1 (法人番号2150001010683)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,647,360	非公表	-	当該装置は(株)タカトリ製であり、当該装置の組立て及び立上げ作業に当たっては、装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働させることができるように組立て及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行った(株)タカトリ以外にはない。また、(株)タカトリ以外の者が装置の組立て及び立上げ作業を行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、機能・性能の保証が得られない。以上理由から、本件の契約先は(株)タカトリ以外にはない。	6	
日立PFC除害装置 定期点検交換作業 一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.27	昭和電工(株) 情報電子化学品事業部 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 (法人番号9010401014548)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,614,000	非公表	-	本案件は当該日立PFC除害装置の消耗品交換等の定期点検作業を行うものである。当該装置の部品交換を定期的実施しない場合、当該装置内の反応水蒸発管に腐食・減肉を生じ、漏水が発生するおそれがある。また反応ガス排気冷却系のフィッティング部より、反応ガスが漏洩することも考えられ、PFC系ガスの分解、除害が正常に行えなくなるだけでなく、安全面においても非常に危険な状態となる可能性がある。PFC排ガス処理装置の除害精度を維持するためには交換する消耗品部品がPFC排ガス処理装置(PFC CDシリーズ)と完全な互換性を持つことが必要であり、本案件を確実に実施するためには、当該装置固有の機構に関する情報を有していることが不可欠であり、また当該装置の製造者以外が当該作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがある。よって、本件の契約先としては、製造者である株式会社日立製作所からメンテナンス業務を継承した昭和電工(株)以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
パルスESR装置移設作業一式	契約担当職 北海道センター研究業務推進室長 坂本 修 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H28.7.27	日本電子(株)札幌支店 北海道札幌市北区北9条西3-19 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,611,600	非公表	-	本装置一式は、固体あるいは液体中の存在するラジカル(有機、無機)を室温あるいは低温および高温状態において高感度で測定可能あり、また、キャビティを交換することで、Q-bandさらにはブロードラインNMRの測定が可能な装置である。本装置一式の性能を損なうことなく安全に移設作業を実施するには、移設対象機器の構造、ガス・給排水配管、電気配線、各種解析用ソフトウェア等の技術仕様を熟知していること、移設後の動作保証が必要不可欠である。したがって本作業の契約相手先は、本装置一式を設計、製造し、納入、設置した実績のある日本電子(株)以外にない。	6	
活性化アニール炉の組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.27	(株)伯東 東京都新宿区新宿1-1-13 (法人番号7011101017256)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,672,000	非公表	-	当該装置はセントロサーム サーマル ソリューションズ製であるが、当該装置の組立て及び立上げを行うには、構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することが出来るように組立て及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行ったセントロサーム サーマル ソリューションズ以外にはない。また、セントロサーム サーマル ソリューションズ以外の者が組立て及び立上げ作業を行った場合、製造元が保管している設計図や過去の稼働履歴から装置状態を把握出来ないため、正常に稼働しない可能性が高く装置の保証が得られない。以上から、本作業はセントロサーム サーマル ソリューションズ以外にないと判断し、本件の契約先は、セントロサーム サーマル ソリューションズの国内総代理店である伯東(株)以外にない。	6	
切削試験装置用動力ユニット整備(切削専用機化)	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.7.27	昭和機器工業(株) 埼玉県川口市柳崎3-17-15 (法人番号3030001075465)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,141,640	非公表	-	当該切削試験装置の整備実施においては、当所で既に所有している昭和機器工業製動力ユニット一式を切削試験装置に使用することで個別化を図る。また、当該動力ユニット(昭和機器工業製SK-2.2KW-65-S等)を整備することで、鉛直方向移動や水平方向移動の高精度な制御及び動力設定を可能とするものである。その整備には、①動力ユニットの配管および信号配線、②付属操作盤及びティーチングペンダント(遠隔操作機能)の整備、③鉛直方向移動量に応じた水平方向移動動力の自動設定機能(フィードフォワード制御機能)の整備、④付属の操作盤と既存のリミットスイッチとの信号配線等を行う必要がある、これらの工程を安全かつ的確に行うためには、動力ユニットの詳細な構成、取扱いについて十分な経験と知識を有している必要がある、また、整備後の動作保証を得る必要がある。よって、本件整備業務を請け負える者は、動力ユニットの製造元である昭和機器工業(株)以外にない。	6	
自動洗浄装置、手動洗浄装置改造および立上げ	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.28	三井物産エレクトロニクス(株) 東京都港区芝公園2-4-1 (法人番号4010401056033)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	24,840,000	非公表	-	当該装置は(株)ギガテック製であり、現有的機能を維持しつつ上記の改造と安全部品の取付けをするためには、当該装置の構造と機構を熟知している必要がある。当該装置を正常に稼働することができるように立上げ、装置の保証を行えるのは、この装置の設計から製作までを行った(株)ギガテック以外にはない。また、(株)ギガテック以外の者が装置の立上げし、改造および安全部品の取付けを行った場合、製造元が保管している洗浄装置本体の設計図や組み立て図、および施工能力がないため、正常に動作をしない可能性が高く装置の保証が得られない。以上から、本作業は(株)ギガテック以外にないと判断し、本件の契約先は、(株)ギガテックから一任(代理店)されている三井物産エレクトロニクス(株)以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
簡易型ドライブス(NSドライブス)移設作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原 徹 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.7.28	日本スピンドル製造(株) 兵庫県尼崎市潮江4-2-30 (法人番号140001050327)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,792,960	非公表	-	当所に設置している本装置(日本スピンドル製造(株)製)は、装置の本体構造を熟知していなければ、解体・組立・調整することが出来ず、そのため低露点や風量・風速の精密な制御を行うことが出来なくなると、当初の共同研究の目的である装置の開発において研究遂行上不都合が生じる。日本スピンドル製造(株)は、既設装置を自社製作・保守点検しており、ハードウェアや周辺装置を熟知している。自社製作のため他社では精密な組立調整は難しく、同社以外からは確たる性能保証を担保されない。したがって、本移設作業における分解・組立・調整が可能な契約相手先は、日本スピンドル製造(株)以外にはない。	5	
名古屋大学情報基盤センター 計算機の利用	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.29	名古屋大学情報基盤センター 愛知県名古屋市千種区不老町 (法人番号3180005006071)	国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,050,000	非公表	-	本研究で利用するプログラムは有効遮蔽媒質法が導入されている平面波基底を用いた擬ポテンシャルプログラムであり、本プログラムは各種のスーパーコンピュータ上で高い並列性能を発揮できるように最適化されている。そのなかでも大規模な計算リソースを保有しているのは東京大学情報基盤センター-FX10及び名古屋大学情報基盤センター-FX100であるが、FX10はすでに異なるプロジェクトにおいて利用しているため、スループットの面を考慮して名古屋大学情報基盤センター-FX100システムを利用することとした。		
6.6kV-300kVA柱上設置 STATCOM構造設計	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.7.29	(株)パルス 電子技術特機事業部 千葉県柏市東上町4-3-209 (法人番号2040001069599)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,160,000	非公表	-	本事業は、平成27年度からの継続事業であり、昨年度は、AC6.6kV配電系統用のSVCの電気回路設計と電柱2本で支持可能な大きさに収まるような構造設計について、(株)パルス電子技術特機事業部が設計した。現在、本結果を用いて熱シミュレーションを実施している。今年度は、さらに電柱1本で支持可能な大きさに収まるようなSVCの構造設計を実施し、その結果を用いて同様に熱シミュレーションを実施予定である。大きさの異なる2つの構造設計において、サイズの影響を熱的に考察することから電気回路は同一にする必要があり、また、電気回路設計を実施した際の知識等は、構造設計に不可欠なものである。加えて、電気回路は電氣的に同じ機能を満たさなくてはならず、これまで実施してきた熱シミュレーションに関する研究の継続性、データの連続性を確保するためには、設計思想も継続して開発することが必須である。そのため、本SVCの構造設計を実施するには、電気回路設計を実施した(株)パルス電子技術特機事業部でなければならない。以上の理由から、契約相手先は、(株)パルス電子技術特機事業部以外にはない。	3	
パーティクル検査装置(SP1-TB1)ウェハチャック修理作業及び光学系調査 一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.7.29	ケーエルエー・テンコール(株) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134 (法人番号6020001010379)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器の開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,032,372	非公表	-	本案件のケーエルエー・テンコール(株)製パーティクル検査装置(SP1-TB1)は、現在、ウェハチャックが経年劣化により摩耗し、ウェハの吸着時にエラーが発生する不具合が発生しているため、当該部品の交換作業を行うものである。また光学系の検出感度が低下し、本来の性能が発揮出来ないため、検出感度低下原因の調査も併せて行うものである。当該装置の作業を行うには、パーティクル検査装置本体の構造を熟知していること。また、交換する部品は、当該パーティクル検査装置(SP1-TB1)と完全な互換性を持つことが必要であり、製造メーカーの自社純正品を用いて正常稼働を保証させる。よって、本件の契約先は、当該装置の製造元であるケーエルエー・テンコール(株)以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
臨海副都心センター連携研究サイト設置に伴う建物賃貸借	契約担当 臨海副都心センター研究業務推進部長 小野瀬 克信 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.7.29	学校法人早稲田大学 東京都新宿区戸塚町1-104 (法人番号 5011105000953)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	27,698,112	非公表	-	本研究の遂行には、産総研決定文書「産総研16-28(平成28年6月24日付)「産総研・早大 生体システムビッグデータ解析オープンイノベーションラボラトリ」の設置について」に基づき、配列解析系アルゴリズム開発に強みを有する早稲田大学との連携研究を推進するため、生体システムビッグデータ解析オープンイノベーションラボラトリの早大西早稲田キャンパス内への設置が決定されている。よって、学校法人早稲田大学を契約相手先とするものである。	9	
SiC単結晶基板及びSiC単結晶エビ基板	契約担当 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.1	住友商事(株) 東京都中央区晴海1-8-11 (法人番号1010001008692)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	15,907,320	非公表	-	新しくSiCの6インチラインを立上げるために、設備、装置及びプロセス立上げ用として、6インチSiC単結晶基板及び6インチSiC単結晶エビ基板が必要となる。SiC基板には、プロセス(熱処理、成膜、研削等)に伴い変形や割れが生じるトラブルが発生するが、それが基板のどの要素に影響するのかがまだ解明されていない状況であり、実際にプロセステストをしないと、その基板をプロセスに採用出来るかどうか判断が出来ない。そのため、基板の選定にあたっては、多くの基板購入費用、テスト期間が必要となる。また、SiC単結晶基板及びSiC単結晶エビ基板は、SEMI規格のような国際標準規格が確立されておらず、基板の仕様は基板メーカー各社のノウハウによるため、各社異なっている。そのような中、住友電気工業(株)では基板メーカー毎にトラブル発生率を集計した上で、最もトラブルが少なかったCree社の6インチSiC基板で各装置の最適化を図ったという経緯があり、住友電気工業(株)との共同研究遂行のためには、住友電気工業(株)側で取得したCree社の6インチSiC基板のデータとの整合性を確保する必要がある。よって、住友電気工業(株)との共同研究遂行のためには、共同研究先である住友電気工業(株)で使用していたCree社の基板を用いてデータの整合性を確保しつつ、装置の立上げ及び立上げの際のトラブルに対応していく必要がある。Cree社の6インチSiC単結晶基板及び6インチSiC単結晶エビ基板の販売は、日本国内では住友商事(株)が国内唯一の代理店として販売しており、本件契約先は住友商事(株)以外にない。	5	
縦型酸化炉及び塩素熱処理炉の改造及び立上げ	契約担当 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.1	東横化学(株) 神奈川県川崎市中原区市/坪370 (法人番号4020001069789)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	14,306,357	非公表	-	当該装置は東横化学(株)製であり、現有の機能を維持しつつ、当該装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に改造及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行った東横化学(株)以外にはない。また、東横化学(株)以外の者が改造及び装置立上げ作業を行った場合、製造元が保管している設計図や過去の稼働履歴から設備状態を把握できていないため、正常に稼働しない可能性が高く装置の保証が得られない。以上から、本件の契約先は東横化学(株)以外にない。	6	
エリプソメータ立上げ作業	契約担当 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.1	(株)SEBACS 京都府京都市右京区西京極新明町13-1 (法人番号 9130001024992)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,207,600	非公表	-	当該装置は(株)SCREEN ホールディングス製であり、当該装置の立上げにあたっては、装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することが出来るように立上げ作業を行えるのは、この装置の設計から製作までを行った(株)SCREEN ホールディングス以外にはない。また、(株)SCREEN ホールディングス以外の者が装置の立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組み立て図及びスケルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の機能・性能の保証が得られない。以上の理由から、本件の契約先は(株)SCREEN ホールディングスのグループ会社であり、同社製品の保守サービスを担当する(株)SEBACS以外にないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気測定用プローブ装置の改造	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.8.1	理工貿易(株) 東京都三鷹市上連雀3-5-8 (法人番号 5012401013194)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,386,152	非公表	-	本件は、ダイポール変調機構を組み込んだMOS (Metal Oxide Semiconductor)および FET (Field Effect Transistor) の電気特性の温度依存性を詳しく測定するために、既存の電気測定用プローブ装置(低温試験室)に温度可変機能を追加する改造を行うものである。既存装置に適合した温度可変機能を追加するためには、既存装置の構造及びサンプルステージ周辺の熱設計を把握していることが重要である。従って、今回増設する温度可変機構は、既存装置との互換性から構造を熟知した製造者の技術を基に実施すること並びに作業完了後の動作確認試験において本装置の保証まで可能であることが必要不可欠となる。よって、本改造を行えるのは、既存装置との互換性の観点から、既存装置を熟知し改造後の装置の動作保証も可能な、製造者の理工貿易(株)以外にない。	6	
産総研・東大 先端オペランド計測技術オープンイノベーションラボラトリススペース賃貸借(第2研究棟分)	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.8.1	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1 (法人番号 5010005007398)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	22,187,520	非公表	-	当該施設は、東京大学柏の葉キャンパス内の施設である。施設の使用については、東京大学との協定「国立大学法人東京大学と独立行政法人産業技術総合研究所との間における連携・協力の推進に係る協定(平成27年3月31日付)」及び「同協定に基づくOILの設置・運用に関する覚書(平成28年6月1日付)」に基づき「東京大学及び産総研は協力して、大学の建物内に研究所の研究拠点を設置し、運用する」ことが決定されたものである。また、平成28年7月26日付で東京大学内の貸付に関する申請及び承認の手続きが完了し、産総研への貸付が承認されたものである。よって、当該施設の管理者である東京大学を契約先にするものである。	9	
産業技術総合研究所北海道センターで使用するガス	契約担当職 北海道センター研究業務推進室長 坂本 修 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H28.8.1	北海道ガス(株) 北海道札幌市中央区大通西7-3-1 (法人番号 5430001021815)	電気、ガス若しくは水又は電気通信業務について、供給又は提供を受けるもの(供給者が一に特定されることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	20,600,000	非公表	-	都市ガスの供給は、ガス事業法第3条に基づき経済産業大臣より一般ガス事業者としての許可を受けなければ行えない。北海道札幌市においては、北海道ガス株式会社以外に許可を受けた事業者は存在しない為、同社を契約の相手先として選定する。	11	
裏面スパッタ装置の組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.2	芝浦エレテック(株) 神奈川県横浜市栄区笠間2-5-1 (法人番号3020001033242)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,610,000	非公表	-	当該装置は芝浦メカトロニクス(株)製であり、当該装置の組立て及び立上げ作業に当たっては、装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように組立て及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行った芝浦メカトロニクス(株)以外にはない。また、芝浦メカトロニクス(株)以外の者が装置の組立て及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の機能・性能の保証が得られない。以上の理由から、本作業が行えるのは芝浦メカトロニクス(株)以外になく、本件の契約先は、芝浦メカトロニクス(株)の保守、サービス部門である芝浦エレテック(株)以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
省エネ型酸化電子状態分析装置修理および調整作業	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.2	島津サイエンス東日本(株)つくば支店 茨城県つくば市吾妻3-17-1 (法人番号7010501032617)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,728,000	非公表	-	当該装置は、(株)島津製作所が製造したものであり、日本国内における販売・技術サービスは、島津製作所グループの地域販売・技術サービス子会社の島津サイエンス東日本(株)が行っている。当該装置の構造、交換部品、取り付け、調整等の知識を有しており、修理後の装置の保証ができるのは、島津サイエンス東日本(株)のみである。従って、本件の契約相手先は、本装置の構造メーカー(株)島津製作所の子会社である島津サイエンス東日本(株)以外ないと判断する。	6	
熱容量測定システム	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.4	日本カンタム・デザイン(株) 東京都豊島区高松1-11-16 (法人番号3013301029695)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,773,760	非公表	-	超伝導線材の開発に資するシミュレーションのためのパラメータを得るためには、広い温度範囲での熱容量を実際に測定することが必須である。そのためには、現在稼働している可変温度抵抗システム(カンタム・デザイン社製物性特性測定システムPPMS-9HDWと当該装置(カンタム・デザイン社製 比熱測定システムP655CWP)を接続し、測定機構及び温度・磁場制御機構との連動、及び制御ソフトウェアと連動させることにより、さらに広い測定温度範囲で精度よく連続的に測定することが実現できる。当該装置は、米国カンタム・デザイン社が製造しており、契約先としては、日本国内での販売・サービス活動を一手に行っている同社の日本法人である日本カンタム・デザイン(株)以外にない。	4	
スプレー式ウェハ洗浄装置(ZETA300)ロボット交換作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.4	アプリアテクノロジー(株) 岡山県岡山市北区芳賀5311 (法人番号3011201009628)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,881,032	非公表	-	本案件のアプリアテクノロジー(株)製スプレー式ウェハ洗浄装置(ZETA300)は、半導体製造研究における半導体の表面及び裏面洗浄に専用化したスプレー式ウェハ洗浄装置である。当該装置は、老朽化によりロボットのZ軸より異音が発生しており、いつ故障してもおかしくない状態であるため、ウェハ搬送ロボットの交換を行うものである。ウェハ搬送ロボットの交換を行わず、故障に至った場合、ウェハ搬送が行えなくなることでウェハ洗浄も不可となり、その間、装置が長期停止となる事で研究開発に支障を及ぼす事が危惧される。スプレー式ウェハ洗浄装置(ZETA300)の安定稼働を維持し、最終的には装置の動作保証を担保するには、交換するロボットを、製造した会社の純正部品とするほかない。また当該装置の製造者以外が当該作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがあるとともに、ウェハ搬送ロボット交換後の装置の動作保証が得られない。よって、本件の受注業者としては、当該装置(ZETA300)の製造者であるアプリアテクノロジー(株)以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
太陽電池用ガラス層除去装置部品交換作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.8.8	ジャパンクリエイト(株) 埼玉県所沢市林1-203-4 (法人番号 5030001025526)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,975,320	非公表	-	本作業は、既設の太陽電池用ガラス層除去装置(ジャパンクリエイト(株)製)のカスケード槽及びヒーターの劣化による交換を行うためのものである。太陽電池セルの変換効率向上には、ウエハの洗浄工程をよりクリーンにする必要があるが、太陽電池用ガラス層除去装置の洗浄槽(カスケード槽)に設置されているSUSヒータ(3個)の腐食により、金属汚染が生じていることが判明した。そのため、石英製のヒーターに交換し、かつ、洗浄槽(カスケード槽)も新規に交換することで、より金属汚染の少ないクリーンな洗浄が可能となり、セルの効率化が期待される。また材質を石英製にすることで、経年劣化が大幅に軽減される。本作業には装置の構造や機構、さらには、動作を行うためのソフトウェアを十分に熟知していることが必要不可欠であり、交換作業後の装置動作の保証を得る必要がある。メーカーのジャパンクリエイト(株)は販売からアフター保守を直接行っており、代理店は使わないことの確認を取っている。このため本装置を設計、作製したジャパンクリエイト(株)以外に契約可能な業者はない。	6	
軟X線用アナログデジタル信号処理装置改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.10	仁木工芸(株) 東京都港区三田3-9-7 (法人番号 3120101008480)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,241,080	非公表	-	本件は、SC-XAFSの検出器数の増大に対応するために、軟X線用アナログデジタル信号処理装置(岩通計測製)のアナログデジタル信号処理ユニットを112チャンネルから48チャンネル増設し160チャンネルに改造するものである。また、当該装置が高エネルギー加速器研究機構・放射光施設の複数のビームライン(BL-11A、BL-11B、BL-13A、BL-16A)においてビームライン制御プログラムと連携し動作すること、出力されたデータを現用する解析用ソフトウェアで処理できることが必要である。信号処理回路を他社の機器にすると、ビームライン制御ソフトウェア及びデータ解析ソフトウェアの開発が必要で、ソフトの製作、動作試験、バグ対策など、開発に数年が必要となり、共同研究の目的である材料分析を研究期間内に実施できなくなる恐れがある。本装置は岩通計測(株)から購入したもので、現在その製造は仁木工芸株式会社に移管されており、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。よって、当該装置改造が行える唯一の業者である仁木工芸(株)以外にない。	6	
超高近似ソーラシミュレータの電源交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.10	(株)ワコム電創 東京都台東区上野5-13-11 (法人番号2030001088030)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,144,960	非公表	-	本作業対象装置は、これまでNEDOプロジェクト「太陽電池性能高度評価技術の開発」及び「各種新型太陽電池性能評価技術の開発」の開発に使用してきた既存の超高近似ソーラシミュレータ((株)ワコム電創、形式:WXS-120S-L3、AM1.5G S/N:00112801 S-126、光源装置部)に接続し、擬似太陽光を照射するための電源であるが、設置後15年が経過しており経年劣化が見られることから電源の交換を実施する。このため、本装置は既存装置との接続に関し、製造元の性能保証が不可欠であり、仮に製造元以外の者が作業を行った場合、既存装置を含め、装置全体の機能を損なうなど、研究の遂行に著しい支障が生じる可能性がある。よって、契約相手先は既存装置の製造元である(株)ワコム電創以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
乾式除害装置の除害筒交換及び点検作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.10	(株)鈴木商館 筑波営業所 茨城県つくば市大字要204 (法人番号3011401003348)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,404,000	非公表	-	本作業は、CVD(化学相成長法)装置を使用する際に用いるガス(モノシラン)を無害化し排気する乾式除害装置(クリーン・テクノロジー社製、型番:TCS331型(STC15108))に、CVD装置の冷却水が流入したため、当該装置の除害筒の交換及び点検を行うものである。モノシランは高圧ガス保安法の制限を受けるため、当該装置には、排ガス中の有害成分を除去剤と反応させ、安全な化合物に変えて除害筒内に固定させる動作を正常に維持することが求められる。本作業は、当該装置に精通し、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、また、安全や性能保証の観点からも製造元であるクリーン・テクノロジー(株)以外者が作業を行うことは、今後の装置使用に著しい支障が生じるおそれがある。なお、日本国内における当該装置の修理・点検等は、販売元である(株)鈴木商館を経由してクリーン・テクノロジー(株)が行うことになっている。よって、契約先は、(株)鈴木商館以外にない。	6	
nano tech 2017出展ブース借用	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.10	(株)JTBコミュニケーションデザイン 東京都港区芝3-23-1 (法人番号2010701023536)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,456,000	非公表	-	第16回目の開催を迎えるnano tech展(nano tech2017)は、ナノ材料を中心とした材料、化学、エレクトロニクス、製造関係の企業経営者や研究者が多数集まる日本最大の展示会であり、本展示会への出展は当該分野における産総研の研究成果を発信するための非常に有効な手段である。nano tech2017に出展するためには、運営事務業務を行っているnano tech実行委員会事務局((株)JTBコミュニケーションデザイン)に申込み、ブース借用を契約する必要がある。よってブース借用の契約先は、nano tech実行委員会事務局((株)JTBコミュニケーションデザイン)以外にない。	9	
バックグラインダーの組立て及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.12	双日マシンリー(株) 東京都千代田区丸の内1-6-1 (法人番号 8010001089058)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,567,223	非公表	-	当該装置は(株)ディスコ製であり、当該装置の組立て及び立上げ作業にあたっては、装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように組立て及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行った(株)ディスコ以外にはない。また、(株)ディスコ以外の者が当該装置の組立て及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図及びスキルが無いため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の機能・性能の保証が得られない。よって、本作業が行えるのは(株)ディスコ以外になく、本件の契約先は、(株)ディスコの唯一の代理店である双日マシンリー(株)以外にない。	6	
マイクロフォーカスX線CT装置の修理交換作業	契約担当職 北海道センター研究業務推進室長 坂本 修 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H28.8.12	(株)島津製作所 札幌支店 北海道札幌市北区北7条西2-8-1 (法人番号6130001021068)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,969,812	非公表	-	本作業は、マイクロフォーカスX線CT装置(島津製作所製 SMX-225CTS-SV)を用い安定的に画像を得るためには、管球より安定した電流、電圧の供給が必要であるが、現在、管球部、及び管球冷却ユニットの劣化故障により、画像が取得できない状態であるため、その修理および部品の交換を行う作業である。修理交換作業に際しては、当該装置の機能・性能が維持されなければならない。そのためには、構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウ及び交換部品をもとに実施されなくてはならない。当該装置の構造、操作手順等を熟知していない者が請け負った場合、当該装置に重大な損傷を与える可能性がある。また、修理交換作業終了後に動作確認を行い、機能・性能保証も必要となる。したがって本作業の依頼先は、本装置を納入・設置し、従来から年1回の保守点検を請け負ってきた(株)島津製作所において他にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
展示会エコプロ2016出展小間の借用	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.18	(株)日本経済新聞社 東京都千代田区大手町1-3-7 (法人番号 3010001033086)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,184,000	非公表	-	今年で18回目の開催となる「エコプロ2016」は、「地球温暖化対策と環境配慮」「クリーンエネルギーとスマート社会」の2大テーマをもとに、展示会名を「エコプロダクツ」から「エコプロ～環境とエネルギーの未来展」に改称した。アジアを代表する環境・エネルギーの総合展示会である。環境保全、再生可能資源利用に関連する企業や研究者が多数集まることから、産総研コンソーシアム「ナノセルロースフォーラム」においてナノセルロースに関するわが国初の出展を行い、国内の産業化を加速するとともに、わが国においてナノセルロースの研究開発・産業化が進展していることを内外にアピールするために非常に有効な手段である。エコプロ2016に出展するためには、運営事務業務を行っているエコプロ2016主催者事務局(日本経済新聞社)に申込み、プース借用を契約する必要がある。よってプース借用の契約先は、エコプロ2016主催者事務局(日本経済新聞社)以外にない。	9	
航空写真からの機械学習用教師データセット作成作業	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 小野瀬 克信 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.8.19	(株)パスコ 衛星事業部 東京都目黒区青葉台4-9-6 (法人番号5013201004656)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,960,000	非公表	-	本件は、「航空機が高度数kmから撮像した空間分解能30cmの被災地写真」を用いて、「地震・津波後の迅速な被害度推定」を行うために必要な教師データセットを作成するものである。作成した教師データセットは、昨年度作成した衛星画像からの教師データセットと定量的な比較を行い、両者の空間分解能などの違いが、被害レベル判定精度に与える影響について調査を行うために使用する。航空写真・衛星画像からのデータの有用性を、定量的かつ公平に比較するためには、航空写真からの機械学習用教師データセットを、昨年度作成した衛星画像からの機械学習用教師データと同じ情報、画像等から、同じ判断基準で作成しなければならない。さもないと、両者の被害レベル判定精度の結果に誤差が生じてしまう。(株)パスコは、昨年度の衛星画像からの機械学習用教師データセット作成作業の受注業者で、当該データセットと同じ判断基準で航空写真からの機械学習用教師データセットを作成できる業者は同社以外にない。	3	
2-13棟215室排ガス処理装置修理作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.19	(株)巴商会 学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達したならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,116,800	非公表	-	本作業は、高速厚膜SiCエビ成長装置から排出される有害ガス(水素、シラン、プロパン、塩化水素)を無害化し排気する排ガス処理装置(カンケンテクノ株式会社製、型番:KT1000EPA)の温度が上がらなくなったため、原因調査・各部位の点検・修理及び現時点で異常がみられるヒーターと冷却シャワーノズルの交換を行うものである。当該装置には、排ガス中の有害成分を燃焼し、安全な物質に変えて排気させる動作を正常に維持することが求められる。本作業は、当該装置に精通し、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、また、安全や性能保証の観点からも製造元であるカンケンテクノ(株)以外の者が作業を行うことは、今後の装置使用に著しい支障が生じるおそれがある。なお、日本国内における当該装置の修理・点検等は、株式会社巴商会を経由してカンケンテクノ(株)が行うことになっている。以上の理由により契約相手先は、(株)巴商会以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
超高温粉末合成改質装置改造	契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98)	H28.8.22	日本電子(株)東京支店 東京都千代田区大手町2-1-1 (法人番号 9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,741,493	非公表	-	本研究で合成を目指す磁性材料粉末は酸化により著しく性能が劣化すると想定されるので、合成した粉末を酸素に触れさせることなく装置内から回収できるように、装置を改造することが必要である。装置本体の主要部分を取納する空間がグローブボックス型の非暴露仕様となるよう筐体を改造し、不活性ガスを満たした密閉空間内で粉末の回収、保管容器への収納等を行えるようにする。このために、非暴露仕様の筐体を新規に製作し、既存の筐体から取り外した各コンポーネントを移設する必要があるが、この作業の前後で、既存の機能、性能が損なわれては研究の遂行に支障を来す。このため本改造作業を行えるのは、既有装置の設計、製造を行い、その設計情報を有している唯一の装置メーカーである日本電子(株)以外にない。	6	
電子線描画装置修理	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.22	(株)エリオニクス 東京都八王子市元横山町3-7-6 (法人番号 1010101000640)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,066,083	非公表	-	超微細加工による接触構造の物理シミュレーションを行う際、本装置の重ね合わせ精度が重要で、40nmよりも小さい精度が求められる。また、電極の断線を防ぐためにもフィールド間のつなぎ精度は10nm以下である必要があるが、本装置の電子銃が耐用年数(1~2年が目安とされている)を超えたため、そのパフォーマンスが劣化しており、満足な結果を得ることができない。そのため、電子銃等の交換や本装置との重ね・つなぎ位置調整作業、装置内部の窒素ガス漏えい対策などの修理作業が必要であり、これらの作業を行うには、装置の構造や機能を十分に熟知し、かつ精密な調整の技術を有していることが必要不可欠である。これらの条件を満たしているのは、設計製造元である(株)エリオニクスのみであり、代理店等もない。よって、本件の受注業者としては、製造元の(株)エリオニクス以外にない。	6	
レーザーマーキング装置の組立て、改造及び立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進室長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.23	タカノ(株) 長野県上伊那郡宮田村2053-7 (法人番号8100001021275)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,110,000	非公表	-	当該装置はタカノ(株)製であり、当該装置の組立て、改造及び立上げ作業にあたっては、装置構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように組立て、改造及び立上げ作業が行えるのは、この装置の設計から製作までを行ったタカノ(株)以外にはない。また、タカノ(株)以外の者が当該装置の組立て、改造及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立図及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の保証が得られない。また、当該装置の移設にあたり、分解作業を住友電気工業㈱から請負ったのはタカノ(株)であり、今回の組立て作業を行うにあたっては、分解時の資料を参照して作業し、その上で改造及び立上げ作業をする必要がある。以上から、本件の契約先はタカノ(株)以外にない。	6	
アッシャー用ドライブポンプオーバーホール作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.8.23	サムコ(株) 京都府京都市伏見区竹田薬屋町36 (法人番号4130001014511)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,507,593	非公表	-	当装置(サムコ(株)製)は設置から約6年経過し、装置構成部品であるドライブポンプのオーバーホール実施時期となっている。ドライブポンプは、チャンバの高真空を保持するうえで非常に重要な役割を担っており、オーバーホール作業および装置本体との接続作業を行うには、豊富な知識と確立された方法での作業が要求される。よって、安定した機能・性能の担保とその後の保証ができるのは、当装置の製造者であるサムコ(株)以外に無い。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
携帯通信端末	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.24	アップルジャパン合同会社 東京都港区六本木6-10-1	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,734,781	非公表	-	電子的な介護記録サービスはこれまでに産総研にて開発したアプリケーションソフトウェアを利用する。当該ソフトウェアはiOS専用であり、iOS以外のオペレーションシステムでは動作しない。また、iPhoneSE以上のCPUを搭載した機種でなければ、動作速度が遅く、実証試験の実施に支障をきたす。さらに、アプリケーションソフトウェアの画面はiPhoneSEの画面サイズに最適化してあるため、iPhoneSE以外の機種ではソフトウェアがうまく表示されない可能性もある。上記の理由から、事業の遂行上、仕様を満たすSIMフリーでiOSを搭載し、iPhoneSE以上のCPU性能を持つ装置が必要不可欠である。SIMフリーではないiPhoneSEは国内の通信会社に取り扱っているが、当該機器のSIMフリーiPhoneSEは、米国Apple社が製造しており、同社の日本国内法人であるApple Japan合同会社が独占して販売している。代理店を経由しての購入もできないことから、契約相手方は、アップルジャパン合同会社以外にない。	4	
超臨界坑内模擬装置改造作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.8.24	(株)東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢4-8-29 (法人番号3370001002030)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,640,000	非公表	-	既設の超臨界坑内模擬装置(型式:TKS-60M/370SPFr、(株)東栄科学産業製)の改造作業である。本装置は坑内機器やセンサを350℃の環境下で60MPaまで加圧する能力を有するが、加圧部に設置した電子及び光回路へ信号を送信あるいは受信するための配線引出機構を有しておらず、高度な性能評価を行うことができない。このため実験装置の改造により、装置に機能及び性能を付与することが不可欠である。装置の改造を行うには、装置の構造把握や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また、調整具合が直接測定精度に影響するため、本体メーカーの性能保証が必須である。装置の販売、保守、改造等の契約は(株)東栄科学産業が直接行っており、代理店は使わないとの確認を行っている。このため契約先は(株)東栄科学産業以外にない。	6	
メタンハイドレート資源開発用出砂評価試験装置改修	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.25	(株)マルイ 東京営業所 東京都墨田区業平3-8-4-202 (法人番号5122001016487)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,799,114	非公表	-	メタンハイドレート資源開発用出砂評価試験装置を用いた出砂評価試験では、土層容器の外周部から水を注水し中央部から回収することによる水の循環を長期間にわたり継続する操作を行う。本装置による試験頻度の増加に伴い、担当者が当初想定した以上に、既存の鉄製の容器上部リング及び容器上蓋の腐食が進行しており、抜本的な改修を施さない場合には、容器の密閉性が損なわれ、試験遂行上、重大な支障が生じかねない。そこで、本作業では、土層容器上部リングおよび容器上蓋を従来の鉄製から、耐圧性および防錆性を有するステンレス製に改修する。改修作業に伴い、本装置を正常に稼働させるためには、土層容器本体及び配管等の装置の他の部分との組立作業が発生するため、装置の寸法・構造・仕様を十分に熟知していることが求められる。本装置は(株)マルイにより製作されたものであり、当該業者はその構造や仕様を熟知している。製造者以外の者が改修作業を行った場合、本装置の正常な稼働に対し、著しい支障を及ぼすおそれがあり、契約先としては、本装置の設計から製作までを行った(株)マルイ以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
光イメージング脳機能計測装置ファームウェア改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.25	(株)スペクトラテック 東京都世田谷区上野毛4-22-3 (法人番号 4010901013608)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の購入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,700,000	非公表	-	本件は、限られた個数のセンサーを用いて理論上最大の空間分解能を得るために産総研技術であるセンサー配置・計測制御技術を市販装置のシステムに実装して、この装置のアプリケーション・ソフトウェアと一体で運用できることを検証するために、現行の製品版ファームウェアに改造を行うものである。その目的遂行上、高度化実装を達成した装置への実装でなければ、統合における課題の検討、実装後の性能比較の観点からその意義を失う。現在、血流動態分離法を搭載した装置は同社の光イメージング脳機能測定装置(OEG-17APD)のみであり、同装置のファームウェアを改造するのであれば、研究遂行上著しい不都合が生じる。また、同装置の構成技術及び改造対象となるファームウェアは同社が専一的に所有する知的財産の一部であり、他社にライセンスされていないため、改造対象となるソースコード等の供給者は(株)スペクトラテックのみに限定される。以上の理由から、本改造を行うことができるのは、(株)スペクトラテックのみである。	8	
インストロン社製試験機の作動油交換及び試験機のメンテナンス	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼 弘次 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.8.26	インストロンジャパンカンパニイリミテッド 神奈川県川崎市宮前区宮前平1-8-9 (法人番号 3700150013579)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器の開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,998,160	非公表	-	当所が保有するインストロン社製インプラントの耐久性評価装置(インプラント加速耐久性評価試験装置、インプラント材料寿命等性能評価装置、人工関節背髄インプラント耐久評価システム)は、体内の動きを模擬した環境下で繰り返し負荷試験を実施するため、耐久性試験機油圧源の作動油の交換およびメンテナンスを行う必要があり、本装置の構造等を熟知した製造元の技術に基づいて実施する必要があり、他社による作業を行った場合、正常な動作が保証されず研究遂行上著しい支障をきたす。インストロン社では、世界の主要国に現地での販売及びアフターサービスを目的とした営業拠点を設けているが、日本国内でのインストロン社製品の販売及びアフターサービスを行っているのは、インストロンジャパンカンパニイリミテッド一者である。従って、当所が保有するインプラントの耐久性評価装置の作動油交換及びメンテナンスを実施できるのは、インストロンジャパンカンパニイリミテッド以外にない。	6	
光機能デバイス解析ソフトウェアLumerical ライセンス更新	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.29	ルーマソフト(株) 埼玉県熊谷市飯塚889-1 (法人番号 9030001089229)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,601,515	非公表	-	当該ソフトウェアのライセンスは2016年8月31日までであり、ソフトウェアを継続して使用するためには、ソフトウェアを起動させるライセンスキーが必要であり、ライセンス切れにより使用不可となると本ソフトウェアが停止となり、シリコンフォトニクスデバイスの研究開発に遅延が生じる。以上の理由により、当該ソフトウェアのライセンスを更新する。日本国内においては、ルーマソフト(株)が、カナダLumerical Solution社製 光機能デバイス解析ソフトウェアLumerical(FDTD, MODE, DEVICE) Solutionの国内唯一の販売店となっている。従って、当該ソフトウェアの契約先は、ルーマソフト株式会社しかない。	3	
三次元動作解析装置用拡張カメラ	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林 良三 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.8.29	(株)ナックイメージテクノロジー 東京都港区北青山2-11-3 (法人番号8010401082240)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,414,467	非公表	-	本件は、既存の三次元動作計測装置(Motion Analysis社製、)に拡張用カメラを追加するものである。既存の計測装置のカメラ間の通信方式はMotion Analysis社独自のものであり、新たにカメラを追加する場合には互換性が必須となる。他社製のカメラでは通信ができず、接続できないことから、既存装置との互換性を確保するためには、追加するカメラはMotion Analysis社製であることが必要不可欠である。Motion Analysis社の製品については、ナックイメージテクノロジー(株)が国内唯一の総代理店であり、他社からの購入はできない。よって、本件の契約相手先は、ナックイメージテクノロジー(株)以外にない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
液体ヘリウム再凝縮装置定期メンテナンス	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.29	日本カンタム・デザイン(株) 東京都豊島区高松1-11-16 (法人番号3013301029695)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,403,296	非公表	-	素子の磁気特性評価には米国カンタムデザイン社製磁気特性装置(製品名:MPM)、伝導特性評価には物理特性評価装置(製品名:PPMS)を用いてきた。これらの装置は超伝導マグネットが備えられており、その運転のためには寒剤として液体ヘリウムが必要である。液体ヘリウムは非常に蒸発し易く、通常では長時間の連続測定は困難であるが、両装置には蒸発したヘリウムを再び液化して再利用するための液体ヘリウム再凝縮装置(Ever-Cool)を備えていることにより、長時間の連続運転を可能にしている。同装置は平成15年度に導入し、2年毎に定期メンテナンス(冷凍機および真空ポンプ類の消耗部品の交換、作業後の動作確認)を行ってきた。メンテナンスを怠った場合、定常的な運転に支障をきたし素子性能の評価はもちろんのこと、新規デバイス構造に由来する新たな物理現象の発現とその検出が極めて困難となる。当該装置の正常性能を保証可能で高精度なメンテナンスを実施するには、装置に関する十分な知見とノウハウが必要不可欠であり、製造業者以外では実施することはできない。よって、契約先としては、米国カンタム・デザイン社の日本国内での販売・サービスの活動を一手に行っている同社の日本法人である日本カンタム・デザイン(株)以外にない。	6	
走査型オージェ電子分光分析装置の修理	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.8.29	アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,909,440	非公表	-	本作業は、フィジカルエレクトロニクス社製走査型オージェ電子分光分析装置680SIにおいて故障したターボ分子ポンプの交換修理を行うものであり、交換作業、交換後の立ち上げ及び調整が適切に行わなければ分析が困難となるため、本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は、フィジカルエレクトロニクス社が製造元であるが、本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、その修理に関する技術、ノウハウを持ち合わせていること及び交換作業完了後の確認試験において装置の保証が可能である事業者は、製造元であるフィジカルエレクトロニクス社から本装置の事業部門を買収したアルバック・ファイ(株)以外に存在しないことから、本件の契約相手先は、アルバック・ファイ社製品に関する唯一の代理店であるアルバック販売(株)以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
10テラビット超級ダイナミックノード実現に向けた400ギガビットOTN多重装置の省電力・小型化に向けた原理試作ボードの設計	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.8.30	富士通アドバンステクノロジー(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1 (法人番号 4020001079929)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	118,800,000	非公表	-	産総研は、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金を基金とする「先低端融合領域イノベーション創出拠点の形成」ネットワーク超低エネルギー化技術拠点」に関する「研究基本契約」を日本電信電話(株)、(株)富士通研究所、古河電気工業(株)、(株)トリマティス、日本電気(株)、富士通(株)、日立電線(株)、(株)フジクラ、(株)アルネアラボラトリ、及び住友電気工業(株)の計10社との間で平成23年6月20日付で締結した。さらに上記契約に基づき、同日付で、富士通(株)と個別に「光ネットワーク超低エネルギー化技術拠点」に関する共同契約を締結した。当該共同研究は、OTN多重装置小型・省エネ化設計に向けて、産総研が「ダイナミック光バスネットワーク」技術を応用して拠点コア技術化を図り、その技術を用いて、富士通が製品開発・実用化を目指すという役割分担となっている。その中で、共同研究相手の富士通(株)は、技術の互換性を確保するために、産総研の担当作業の一部を産総研と共同で仕様作成する必要がある。その結果、このうち産総研の技術開発の領域で、富士通が産総研との共同研究に入る以前から保有している特許(特許第5444877号、特許第5685908号、特許第5573627号)に依拠した開発作業を同社に共同研究の範疇外で委託せざるを得ないという状況が生じている。当該特許は、富士通側の事情で、富士通(株)本体の保有名義にはなっているが、添付の「特許公報」にも「発明者」の項に明記されているように当該特許の基となった発明自体は、同社の100%子会社の「富士通アドバンステクノロジー(株)」の社員によって為され、関連技術は専ら同社に実体があるので、業務委託も当該100%子会社に行わざるを得ないという実態が背景にある。よって、本件を履行可能なのは、富士通アドバンステクノロジー(株)以外にない。	8	
単結晶X線構造解析用試料吹付低温装置増設	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.8.30	(株)リガク 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-14-4 (法人番号5012801002680)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,048,000	非公表	-	本装置は、既存装置である高輝度X線発生装置(リガク社製)内に組込まれているハイブリッドピクセルアレイ検出器搭載回折計(リガク社製)に接続して設置するものである。既設装置全体の基本性能を損ねることがないように本装置を接続するとともにX線漏洩防止機能等、安全機能は従前とおりの能力を確実に担保する必要がある。既存装置は、リガク(株)が製造元であり、既存装置の構造、機構を十分に熟知するとともに既存装置に関する技術及びノウハウを持ち合わせる事業者は同社以外に存在しない。また、本装置を導入する際には、放射線管理区域内に設置するものであり、既存装置の性能及び安全機能を従前とおりの能力で保つことを保証可能な事業者は同社以外にない。よって、本件の契約相手先はリガク(株)以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
CuCMPスラリー供給装置(MX2000)希釈率変更及び改造作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.8.30	アプリアテクノロジー(株) 岡山県岡山市北区芳賀5311 (法人番号3011201009628)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,580,252	非公表	-	本案件のCu CMP装置(ChaMP-332M)は、SCRラインにおいて極微細なデバイスの配線を形成するためにシリコンウエハまたはそのウエハ上に形成した生成膜の表面を化学的及び機械的な作用により研磨し平坦化加工するCMPプロセスを行う装置である。本件は、Cu配線形成におけるCMPプロセスで使用するスラリー(研磨剤)に関して、従来製品(日立化成製HS-H635)が販売供給停止となったため、新規スラリー(日立化成製 HS-H700)へ変更する必要がある。Cu研磨用スラリーは薬品(過酸化水素水)及び純水等で希釈混合して使用する。従来スラリーの混合比はスラリー原液:薬品:純水=4:1:0であったのに対して新スラリーはスラリー原液:薬品:純水=10:5:85となり大きく異なる。このため本件対象設備であるスラリー供給装置「MX2000 System3」のスラリー・薬品・純水の割合変更のため装置の改造を実施する。また本装置内部で使用しているパーツ類の中には、バルブの駆動回数でメーカーの交換目安が100万回としているところ、既に490万回を超えている消耗パーツが多数あるためそのパーツ交換を合わせて実施する。Cu CMP装置(ChaMP-332M)に安定してスラリーを供給するためには、現有装置の構造を熟知しており、この装置の設計から製作までを行ったアプリアテクノロジー(株)以外にはない。また、アプリアテクノロジー(株)以外の者が装置の改造作業(部品交換含む)を行った場合、使用時の保証、故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。なお、スラリー供給装置の製造元であるエム・エフエスアイ社は2008年に合併により社名をアプリアテクノロジー(株)に変更している。そのため、エム・エフエスアイ社の装置への対応は現在、アプリアテクノロジー(株)が行っている。よって、本件の契約先は、アプリアテクノロジー(株)以外にはない。	6	
接合試験片(樹脂/金属及び金属/CFRTP)	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.9.1	大成プラス(株) 東京都中央区日本橋本町1-10-5 (法人番号6010001049088)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,124,555	非公表	-	本研究では、平成24年度から継続して異種材料複合体の接合特性評価方法の国際標準化原案の作成を行っている。そのためには、ばらつきが少なく極めて高い接合強度を有する接合試験片の評価が必要となる。また、本研究で使用する接合試験片については、特殊な表面処理(NAT処理等)を施したアルミ合金(A5052)等の金属に対し熱可塑性樹脂をマトリックスとする炭素繊維強化熱可塑性プラスチック(CFRTP)及び樹脂を高い接合強度で接合した試験片を使用している。従って、評価方法の継続性の観点から、従前と異なる接合技術による試験片を用いて評価を行うことは不可能である。なお、当該試験片の作製技術は、大成プラス(株)より特許第3954379号(アルミニウム合金と樹脂の複合体とその製造方法)、特開2007-50630(複合体およびその製造方法)、特開2007-182071(アルミニウム合金と樹脂の複合体及びその製造方法)により特許化等がなされており、他の者では作製することは不可能である。よって、本作業を行える者は大成プラス(株)以外にはない。	3	
グローブボックスの移設作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原 徹 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.9.2	(株)美和製作所 大阪府茨木市畑田町11-50 (法人番号6120901010105)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	9,891,936	非公表	-	当所が保有する本装置(美和製作所製、グローブボックス(バーჯ置換型および真空置換型)計2台)の移設のためには、装置の本体構造を熟知していなければ、解体・組立・調整することが出来ず、不活性ガス雰囲気での精密な作業を行うことが出来なくなるので、研究遂行上不都合が生じる。(株)美和製作所は、既設装置を自社製作・販売・保守点検しており、ハードウェアや周辺装置を熟知している。自社製作のため他社では精密な組立調整は難しく、機器の使用に著しい支障を生じる恐れがあり、また、移設作業後の保証も得られない。したがって、本移設作業における分解・組立・調整が可能な契約相手先は、本装置の製造業者である(株)美和製作所以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
広視野立体映像プログラミングプラットフォーム作成作業	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼 弘次 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.9.5	(株)エヌジーシー 東京都千代田区麴町5-7-2 (法人番号9010001112132)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,134,400	非公表	-	当該作業は、既設の広視野立体映像生成提示装置システムを用いて3D現実空間を模擬し、研究者の設定した映像の動的成分を制御するため、上記システムを構成するすべての装置と互換性のある基本的なプラットフォームを作成することである。したがってシステム構成を熟知したものでなければならない。さらに、作業を実施する際にカメラとミラーによる投影系機器の設定調整、機器間のネットワークの設定、ワークステーションにインストールされたソフトウェアライセンスの再設定を行う必要がある。このうち立体映像を生成するために広視野立体映像生成提示装置にインストールされたライブラリ(CAVELib)のライセンスは、国内代理店である(株)エヌジーシーが管理している。また3D生体動揺記録装置との連携に必要な通信制御プログラムも同社が管理している。従ってこれらライブラリ、プログラムの再設定が必要な本役務について、他社が作業を行った場合は当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。したがって本作業は本システムを構成した者以外に遂行することはできない。なお、当該機器は「日商エレクトロニクス(株)」より購入し構築してもらっているが、現在は子会社である(株)エヌジーシーが同機器の保守管理担当となっているため、当該作業を行える者は(株)エヌジーシー以外にはない。	4	
環境・エネルギー材料表面解析システムの改造	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原 徹 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.9.5	ブルカー・エイエックスエス(株) 東京都中央区新川1-4-1 (法人番号6020001059838)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,999,880	非公表	-	本作業では、当該装置の2つの測定ヘッドを正常に移働させ、なおかつ2つの測定ヘッドを同時に使用できるようにする。今回の改造を実施することで研究開発の加速を実現することが出来る。当該装置はブルカー・エイエックスエス製の最新測定機器であり、本作業を確実に実施するためには装置構造や制御システムを熟知した製造元による改造作業が不可欠であり、改造後の装置保証も可能となる。よって、製造元の日本法人であるブルカー・エイエックスエス(株)のみが対応可能であると判断する。	6	
3B棟クリーンルームセンサーネット(施設)の定期点検	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.9.5	(株)日立プラントサービス 茨城支店 茨城県水戸市泉町2-2-27 (法人番号5013301030602)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,212,000	非公表	-	東事業所3B棟クリーンルーム内のセンサーネット(施設)の空調機器は多数の機器によって構成されているが、それらの機器を連続運転することにより、室内で実施される微細加工や測定精度の維持、および安全維持が図られる。クリーンルームとして機能させるためには不可欠な設備であるが設置から6年経過しており、入室者の安全確保の観点からも毎年の定期点検が必要である。しかし、当該設備は多数の特有な機器で構成されているため、定期点検作業を実施するには設備を十分に熟知した業者であることが不可欠である。以上の理由から、クリーンルームセンサーネット(施設)の設備保全は(株)日立プラントサービスにこれまで委託しており、安全で作業後の安定した稼働を保証できる業者は、施工業者であり、設備保全を委託している(株)日立プラントサービス以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
燃料電池構成材料評価装置移設作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原 徹 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.9.5	日本電子(株) 大阪支店 大阪府大阪市淀川区西中島5-14-5 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,294,000	非公表	-	当該部門では、燃料電池用触媒材料の開発・評価を行っており、開発した触媒についてその触媒特性と形状・組成との因果関係を決定することが重要である。本装置を用いることによりナノレベルの超微細な構造や組成について再現性良く正確に分析することが可能になり、触媒材料の改良サイクルを効率化し新規材料の早期開発に役立てている。本装置は極めて精密な部品から構成される大型の装置であり、移設には装置の事前確認作業、分解、組立て、移設後動作性能確認と装置製造事業者でなければ実施不可能な項目が大部分である。また、移設作業後の動作保証が必須である。したがって、本移設作業を実施できるのは当該装置の製造業者である日本電子(株)以外にない。	6	
物性測定装置PPMSヘリウム再凝縮ユニットのメンテナンス	契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98)	H28.9.5	日本カンタム・デザイン(株) 東京都豊島区高松1-11-16 (法人番号3013301029695)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,794,744	非公表	-	ヘリウム再凝縮ユニット(以下「EverCool」という)の機能維持は、磁性体の新規機能を応用した材料開発に用いる物性測定装置PPMS(以下「PPMS」という)本体を、液体ヘリウム温度に長時間保持して使用するために不可欠である。EverCoolの性能が低下すると、PPMS容器内の液体ヘリウム冷媒が蒸発して枯渇してしまい、試料特性の温度変化の測定や、磁場中特性評価のために用いる磁場発生用超電導磁石が全く使えなくなる。このためEverCoolおよびPPMS本体の構成を熟知し、保守に関する技能および知識を備えた業者によるメンテナンスが必要である。本精密機器についてメンテナンスに適切な技能を有している国内業者は、米国カンタムデザイン社の日本法人である日本カンタムデザイン社のみである。	6	
高圧PCT自動測定装置1チャンネル増設	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.9.7	(株)鈴木商館 東北支店 郡山営業所 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作16-59 (法人番号3011401003348)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,992,000	非公表	-	本体装置は、福島再生可能エネルギー研究所に既設の高圧自動PCT測定装置((株)鈴木商館製 PCT-1SDWIN)のチャンネル1系統を増設するものである。現在の装置はチャンネル数が1個のため、1サンプルしか測定できず、耐久性評価のため、サイクル試験を行うと、長期間装置を占有し、他の合金に対する測定や評価ができなくなる。チャンネル数を増やすことで、他の合金の測定や耐久性等の測定を平行して実施できるので今までより多くの合金に対するデータ・知見が得られる。本体装置および解析ソフトは(株)鈴木商館が製造・販売しており、本装置のチャンネル数を増設するには本体装置との互換性が必須であり、増設後の装置の保証が必須である。従って、本体装置の互換性を保持した状態でチャンネル数を増設し、装置の保証が担保できるのは、本体装置を製造した(株)鈴木商館以外にない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
介護者動作模擬装置H4Jバッテリー	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林 良三 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.9.7	カワダロボティクス(株) 東京都中央区日本橋本町4-13-5 (法人番号1010001152581)	研究所が行う研究及び実験で使用される機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,270,160	非公表	-	介護者動作模擬装置H4J(カワダロボティクス製)を実験や実演で使用するには、組み込みのPCや関節のモータに電源を供給するため専用に設計されたバッテリーが用いられている。このバッテリーは、繰り返し使用することで容量が低下する消耗品で、使用に伴って劣化したバッテリーでは、十分な電源供給が行えなくなる。現在使用しているバッテリーは、当該装置を購入した平成25年度から使用しているため劣化が進んでおり、実験中に十分な電力が装置に供給されず、これが原因とみられる動作停止等が生じ、実験に支障を来している。今後、更に劣化が進むことにより、装置の突然の停止による事故や破損が危惧されることから、それらを避けるため、新たに専用のバッテリーを購入する必要がある。当該バッテリーについては、H4Jの内部構造及び形状に適合した、互換性を有するものであることが必須となる。H4Jについては、カワダロボティクス(株)が設計・製造・販売を行っており、設計や製造に関する技術情報は外部には一切公開しておらず、製造における技術情報は同社のみが保有している。当該バッテリーを製造するためには、本体であるH4Jの設計・製造に関する技術情報は必要不可欠であり、これらの情報を有し、かつ製造可能なのは、H4Jの製造メーカーであるカワダロボティクス(株)のみである。よって、本件の契約相手先は、カワダロボティクス(株)以外に存在しない。	4	
亀裂せん断滑り室内実験装置改造作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.9.7	(株)プレテック 千葉県千葉市稲毛区山王町364-1 (法人番号9040001016314)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,988,000	非公表	-	本改造は、産総研が所有する既設の亀裂せん断滑り室内実験装置(規格:HTPSH-240、(株)プレテック製)の改造作業である。本装置では、EGS型地熱開発の対象に近い温度・圧力条件(最大封圧44MPa、最高温度180℃)での実験は実施できず、また実験で亀裂がせん断する際に発生する微小破壊音についても計測することができない。また、実験中の載荷荷重および間隙水圧の制御を行うことができない。福島研究所には、そもそも亀裂せん断滑り室内実験装置と同等の実験装置はなく、“EGS型地熱開発における加圧注水時の岩石亀裂の動的挙動について、その理解を十分に深化させ、適切な支配方程式を導出する”という目的を達成するには、実験装置の改造により、装置に上述の機能及び性能を付与することが不可欠である。装置の改造を行うには、装置の構造把握や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また、調整具合が直接測定精度に影響するため、本体メーカーの性能保障が必須である。装置の販売、保守、改造等の契約は(株)プレテックが直接行っており、代理店は使わないとの確認を行っている。このため、(株)プレテック以外に契約可能な業者はないと判断する。	6	
医療用加速装置の保守業務	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.7	エレクタ(株) 東京都港区芝浦3-9-1 (法人番号1010401084516)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,240,000	非公表	-	本件は、「医療用小型リニアックを用いた高エネルギーX線・電子線標準に関する研究」において使用している医療用加速装置リニアック(エレクタ社製Precise)の保守業務を行うものである。従前より同社の日本法人であるエレクタ(株)と当該装置の保守業務契約を締結しているところであり、今回、現在の契約期間(平成27年10月から平成28年9月)が終了することから、これを1年間継続するものである。これら保守業務には、当該装置に精通し、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、保守後の保証も必要である。また、安全や性能保証の観点からも製造元以外の者が作業を行うことは、今後の装置使用に著しい支障が生じるおそれがある。なお、当該装置の保守業務については、上記日本法人のみが対処し、代理店を置いていないことを先方に確認している。よって、契約相手先はエレクタ(株)以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
CMP装置の洗浄機スクラブ2修理	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.9.7	(株)東京精密 東京都八王子市石川町2968-2 (法人番号5010101009430)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,190,973	非公表	-	本件は本装置内の洗浄機スクラブ2下ブラシユニット損傷による浸水があり前回の業者による不具合調査時に一時的な補修を行い暫定的に使用しているが、再発リスクが非常に高いため、早急に根本対策を実施する必要がある。このまま使用し続けると、浸水により内部モータに腐食が発生し、装置が完全に動作不良となる恐れがあり、損傷したブラシユニットを交換する必要がある。当該装置は(株)東京精密が製造した装置であり、当該装置のブラシユニットは他社には無く、装置の動作保証を担保させるには製造者の純正品とする必要がある。また当該装置の製造者以外が交換修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがあり装置の動作保証が得られない。以上の理由により、本件の契約先は当該装置の製造者である(株)東京精密以外にはないと判断する。	6	
燃焼除害装置メンテナンス作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.9.8	エドワーズ(株) 千葉県八千代市吉橋1078-1 (法人番号8040001023451)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,793,120	非公表	-	当該2台の燃焼除害装置のフルメンテナンスおよびガスサンプリング作業を行う。一般的に燃焼除害装置は、冷却水が酸性になりやすく、冷却水タンクが腐食しやすい。この対策のために、常時冷却水を循環させた上で、1~2年間に1回、分解、清掃作業が必要である。しかし、当該装置は2年前に稼働を停止しており、その際に水抜きはできていないこともあり、冷却水タンク、配管部で腐食が見られ、冷却水系を更新する必要がある。また有毒ガスや水を漏らさないように、消耗品を更新する必要がある。当該装置のメンテナンスを行うには、当該装置の構造を熟知している必要があり、またメンテナンス後の機能・性能の保証が必要である。したがって本業務が対応可能な事業者は、この装置の設計から製作までを行ったエドワーズ(株)以外にはない。また、エドワーズ(株)以外の者がメンテナンスを行った場合、製造元が保管している設計図や組み立て図、及びスキルがないため、ただしくメンテナンスができず、最悪の場合、除害能力が得られない等、機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。以上から、本件の契約先はエドワーズ(株)以外にはないと判断する。	6	
CVD装置用真空ポンプメンテナンス作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.9.8	エドワーズ(株) 千葉県八千代市吉橋1078-1 (法人番号8040001023451)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,631,040	非公表	-	研究CR内の既存のCVD装置の付帯設備で真空ポンプ4セットのポンプのメンテナンス作業を行う。ドライポンプやメカニカルブースターポンプは、高速回転するため、駆動部の劣化や、CVDガスによる副生成物の発生があるため、1年~2年に1回以上のメンテナンスが必要とされる。特に、当該ポンプは2年前に装置停止時、メンテナンスを行わず長期停止していたため、部分的に固着している可能性が高く、試運転時の際、実際に異音が生じたため、メンテナンスの必要がある。メンテナンス作業により、駆動部の交換や清掃を行う。当該装置のメンテナンスを行うには、当該装置の構造を熟知している必要があり、またメンテナンス後の機能・性能の保証が必要である。したがって本業務が対応可能な事業者は、この装置の設計から製作までを行ったエドワーズ(株)以外にはない。また、エドワーズ(株)以外の者がメンテナンスを行った場合、製造元が保管している設計図や組み立て図、及びスキルがないため、ただしくメンテナンスができず、真空排気能力が得られない等、機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。以上から、本件の契約先はエドワーズ(株)以外にはないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
高圧窒素流量計評価試験に係る設備利用および補助作業	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.12	エーテック(株) 兵庫県明石市二見町南二見20-1 (法人番号7140001034588)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,454,004	非公表	-	当該研究においてこれまでの評価試験で得られた成果の高圧窒素ガス特性の影響を調査するため、高圧窒素ガスによる評価試験を実施する。その際の条件として、最高試験圧力50MPa、最大流量2.1kg/minにおいて試験継続時間30分以上安定的に高圧窒素ガス流れを発生させる能力を有する設備及びそれを大気放出できる試験場所が必要である。また、様々な試験条件において系統的にデータを取得するために、十分な窒素ガスを貯蔵できる設備(コールドエバポレータ)を有し、作業・取扱に精通しているとともに流量計評価試験の経験を有していることも必要である。また、平成27年度において測定したデータをもとに、実験方法に改良を加え、その方法でデータを測定し、その効果を比較・評価していく必要があるため、「データの連続性の確保」の観点から同一仕様でデータ測定を行うことが必要不可欠である。 なお、平成27年度においては、本研究でのデータ測定をするため公募方式による手続きを行い、参加は一つのみであり、エーテック(株)と契約を締結している。エーテック(株)は、十分な窒素ガスを貯蔵できる設備(コールドエバポレータ)を有し、作業・取扱に精通しているとともに流量計評価試験の経験を有している。よって、データの連続性を確保するためには、エーテック(株)以外にない。	3	
地球観測ハイパースペクトルセンサ用データ処理ソフトウェアの輝度校正機能改修および幾何補正精度検証機能検討	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 小野瀬 克信 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.9.12	三菱スペース・ソフトウェア(株) 東京都港区浜松町2-4-1 (法人番号9010401028746)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	32,313,600	非公表	-	本業務は、平成24年度から実施している、経済産業省の「次世代地球観測衛星利用基盤技術の研究開発事業」の受託研究にかかる、鉱物資源開発や環境モニタリングに資するための地球観測センサ(Hyperspectral Imager Suite)のデータ処理・校正・利用の研究開発業務で、今年度は、ハイパースペクトルセンサは独立した人工衛星ではなく国際宇宙ステーションに搭載されることとなったため、ハイパースペクトルセンサのみを対象とした「地球観測ハイパースペクトルセンサ用データ処理ソフトウェアの改修および幾何補正精度検証機能検討」を行うものである。11生成ソフトウェアは、三菱スペース・ソフトウェア(株)が製作し、その中に下記特許が組み込まれており、当該ソフトウェアの改変権は同社以外にはない。 特許番号:特許第4560023号、登録日:平成22年7月30日、登録番号:特許公開2008-071127、名称:画像マッチング装置、画像マッチングプログラム及び画像マッチング方法 以上のことから、本作業の契約相手先としては、三菱スペース・ソフトウェア(株)以外にはない。	7	
発電予測用小型計算機装置及びストレージ部保守	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.13	日本SGI(株) 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 (法人番号2011001017807)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器の開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,485,974	非公表	-	当該研究を遂行するため気象庁非静力学モデル計算装置である発電予測用小型計算機装置(メーカー:Silicon Graphics International Corporation.)を利用して気象予報モデルを頑健かつ高速に動作させており、その大量の計算プロダクトやモデル実行に必要な気象庁初期値・境界値データなどの機密性の高いデータをストレージ部に保存している。本装置の保守を実施するには、装置に関する十分な知見とノウハウが必要不可欠であり、製造業者以外では実施できない。また、ストレージ部についても本装置との親和性、互換性の観点から製造業者の製品を導入していることから、一体的なサポート体制の下で保守サービスを実施する必要がある。以上の理由から、本装置及びストレージ部の保守作業を行なえる契約相手先は、シリコン・グラフィックス・インターナショナル社の日本国内での販売・サービスの活動を一に行っている同社の日本法人である日本SGI(株)以外にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
高品質高温エピ成長装置石英リアクタ・フレンジ改造作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.14	(株)エピクエスト 京都府京都市南区上鳥羽中河原51 (法人番号4130001031630)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,063,016	非公表	-	本作業は、SiC(シリコンカーバイド)単結晶基板上に、SiC単結晶薄膜を100 μ m/hを超える高速で成長させるための高品質高温エピ成長装置((株)エピクエスト社製)の石英リアクタを石英管2重管構造・水冷式から、石英管1重構造・空冷式に改造するものである。現在の構造では薄膜成長中に内側の石英管が破損した場合、1600℃前後の高温環境下で冷却水がリアクタ内部に流入して水蒸気爆発を起こす可能性があるため、本作業を行い装置の安全性を向上させるものである。当該装置は、水素、シラン、プロパンガスを使用して、1600℃前後もの高温下でSiC単結晶薄膜を成長させる装置であるため、改造後においても装置の正常かつ安全な状態を維持することが求められる。当該装置に関するノウハウ、知見に精通し、改造後の装置の正常稼働、性能保証に責任を負えるのは当該装置の製造元である(株)エピクエストにおいて他にない。	6	
2m3/バイロット培養実験装置改造	契約担当職 中国センター研究業務推進室長 石塚 徹 (広島県東広島市鏡山3-11-32)	H28.9.14	関西化学機械製作(株) 兵庫県尼崎市南七松町2-9-7 (法人番号1140001048214)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,728,000	非公表	-	実験に用いる実験棟のバイロット培養実験装置(取得時期:平成28年1月28日、取得価格129,725,000円)には、培養装置内で発生した二酸化炭素を外部へ排出するための排気ラインを装備している。この排気ラインは、当初の仕様では停電時にはバルブを「閉」とするよう設定している。しかしこの設定では、停電後にバルブが「閉」となった後に発酵がさらに進んだ場合、発生する二酸化炭素によりタンク内圧が上昇し、安全弁が作動することで、バイロットプラント実験室内へ培養液が噴出する可能性がある。特に遺伝子組換え酵母を使用した実験の際は、重大な実験室内への漏洩事故の恐れがある。これを防ぐため、既設の自動弁用単作動アクチュエーターを自動弁用複作動アクチュエーターに改造し、停電時でも排気ラインのバルブを「閉」とすることで停電時の安全性を高める仕様で改造する。具体的には、当該装置の自動弁用単作動アクチュエーター、電磁弁を交換し、さらに無停電電源装置を設置して停電時に各バルブを「閉」へとするための装置制御ソフトウェアの改造を実施する。当該装置の改造・ソフトウェア改造等は、本体装置を製造し、構造を熟知した関西化学機械製作(株)の技術をもとに実施される必要があり、また設置後の稼働、調整および稼働後の動作保証と安全運用の確保が必須である。よって契約先はバイロット培養実験装置の製造元である関西化学機械製作所(株)以外にはない。	6	
流動特性シミュレータ装置改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.9.15	日東高圧(株) 茨城県つくば市上横場640 (法人番号6050001016019)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,390,440	非公表	-	本案件の対象資産である日東高圧(株)製「流動特性シミュレータ装置」は、静止流体場におけるMH被覆気泡の挙動に関する実験に特化した装置であり、再生成したMHにより流動障害が発生する可能性が大きい配管狭窄部での固気液三相流の流動様式、MH再生成などの流動障害発生プロセスを把握するために、流れ場が存在する環境でMH被覆気泡挙動観察を可能とするための改造を行うものである。改造に際しては、当該装置の構造・仕様を十分に熟知し、また、加圧・減圧の操作及び配管接続等を正しい手順で行うことが必要不可欠である。本装置は日東高圧(株)が製作したものであり、当該業者はその構造・仕様を十分に熟知している。日東高圧(株)以外の者が請け負った場合、当該装置に重大な損傷を与え、装置性能の保証或いは故障への対応など従来と同等の保証が得られなく、当該装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。以上の理由により、本改造作業の契約先は、本装置の製造者である日東高圧(株)において他にないと判断する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
押出成形装置及び付属装置の移設作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原 徹 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.9.15	(株)プラスチック工学研究所 大阪府枚方市野村中町2-3 (法人番号1120001150558)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,780,000	非公表	-	本超臨界発泡実験設備はサポイン事業により研究試作された押出発泡成形システムであり、産総研、プラステコにより設計し、(株)プラスチック工学研究所によって特別に製作された。システムの主たる構成部である超臨界二酸化炭素供給装置、二軸押出機、単軸押出機は(株)プラスチック工学研究所によりサポイン事業で試作された実験機であり、同じく、引取機、巻取機、制御盤の製作、それらのシステム化も本社によりなされている。今回、中間工場の閉鎖に伴い移設することとなったが、移動を前提には製作されておらず、移設のためには、二つの押出機内の圧力バランス、ダイからの吐出バランスの調整が重要である。このように、特殊な機器群(実験試作機)の再構成には専門的な知識、技術を要するため、製造元である(株)プラスチック工学研究所以外では実施困難であり、且つ移設後の動作保証を得る必要がある。よって同社以外に契約先はない。	6	
EMC試験システムのケーブル交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.15	(株)東陽テクニカ 東京都中央区八重洲1-1-6 (法人番号8010001051991)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,647,000	非公表	-	今回ケーブルの交換作業を行うEMC試験システムは、(株)東陽テクニカがシステム製作したものであり、EMC試験システムの構造や使用機材・電気系などに熟知している。交換作業に当たっては、要求される高い精度のケーブル加工技術や施工の信頼性が必要であり、専用機材の取り扱いなど複雑で難易度が高い作業となり、ケーブル交換後における装置全体の品質保証にも影響を及ぼすため、本件のEMC試験システムの製作を行った者にしか実施できない。よって、本件を履行可能なのは、当該装置を製作し、専門に取り扱っている(株)東陽テクニカしかない。	6	
超高分解能レーザー脱離イオン化質量分析装置(JMS-S3000)の修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.9.15	日本電子(株)筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,521,720	非公表	-	本件は、当該装置のステージ内で汚染による放電が起こり、それに伴って高圧電源部および試料ステージ駆動部が破損し、測定が不可能となったため、各部の交換および内部クリーニング等により修理し、性能を復旧させるものである。当該装置は、日本電子株式が製造した装置であり、当該装置の故障箇所である高圧電源部及び試料ステージ駆動部の構造及び修理方法は当該装置の製造者でなければ知り得ないため、他者による修理は不可能である。当該装置の製造者以外が交換修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがあり装置の動作保証が得られない。以上の理由により、本件の契約先は日本電子株式会社以外にはないと判断する。	6	
水素吸蔵放出特性評価装置修理作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原 徹 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.9.15	(株)リガク大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14-8 (法人番号5012801002680)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,160,460	非公表	-	同様の測定原理の装置はいくつかのメーカーが製造しているが、各社とも製品内部は微妙に異なっているのが実情である。当所が保有する本装置は、リガク製であり、装置の本体構造を熟知していなければ、故障箇所の部品の製作および交換修理や調整することが出来ない。炉体ユニットの経年劣化した高圧型示差走査熱量計等を交換し点検調整する修理作業により、従来の熱測定に関わる性能が得られないとこれまでのデータと相互比較できなくなるので、研究遂行上不都合が生じる。(株)リガクは、当該装置を自社製作・販売・保守点検しており、ハードウェアや周辺装置を熟知している。自社製作のため他社では精密な部品製作や交換調整は難しく、機器の性能に著しい支障を生じる恐れがある。したがって、当該装置の修理が可能な契約相手先は、(株)リガク以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
京都大学情報環境機構計算機システムの利用	契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 小野瀬 克信 (東京都江東区青海2-3-26)	H28.9.16	国立大学法人京都大学 京都府京都市左京区吉田本町36-1 (法人番号3130005005532)	国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,686,000	非公表	-	京都大学情報環境機構のシステムA(Camphor2)は、プロセッサとしてIntel Xeon Phi系列の中でも最新型であるKNLを導入している。KNLはXeonPhiの系列の中でも、キャッシュ通信を最高速度で行うことができるなどのメリットがある。KNLを導入しているサーバは、現時点で国内では他には存在しない。またシステムB(Laurel2)は、インターコネクトがIntel Omni-Pathで構成されている。Omni-Pathは2016年から発売された最新のもので、これまでサーバで用いられてきたInfinibandEDRと比較し、レイテンシが1μ秒以下と非常に短いため、高速で通信でき、並列計算がさらに高速になることが期待される。Omni-Pathを導入しているサーバは現時点で国内には他に存在しない。以上の理由により、当該研究を実施するためには、京都大学情報環境機構のシステムA(Camphor2)及びシステムB(Laurel2)以外にはない。		
太陽電池反射防止膜形成装置用成膜プレート搭載ポート	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.9.16	(株)島津製作所 東京支社 東京都千代田区神田錦町1-3 (法人番号6130001021068)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,494,800	非公表	-	本ポートは、福島再生可能エネルギー研究所に既設の太陽電池反射防止膜形成装置(株島津製作所製)で用いる156mm角ウェハ用の治具である。現在、本ポートと同型の標準ポートを1台所有しているが、成膜時にウェハと共にポートのプレートにも膜が成膜されるため、ポートのクリーニングを定期的に行う必要がある。クリーニングの間は成膜ができない問題が生じているが、本ポートを調達することにより、現在所有しているポートと交互に使用することで常時成膜をすることが可能となり、変換効率向上に向けたセルの開発のスピードを向上させることができる。ポートの作製にあたっては、既設の太陽電池反射防止膜形成装置の構造や搬送系の動作を行うためのソフトウェアを十分に熟知していることと、現在所有しているポートと交互に使用することから、ソフトウェアの互換性の確保も必要不可欠である。このため太陽電池反射防止膜形成装置を設計・作製した(株)島津製作所以外に契約可能な業者は無い。	4	
膜構造解析装置PCアップグレード作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.9.16	(株)日立ハイテクフィールドインゲつくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号9011101029712)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,436,400	非公表	-	本作業は、既存の膜構造解析装置が使用する動作制御用コンピューターのPC本体の更新に伴う接続作業、制御プログラムのwindows7への更新作業及びPC接続後の動作確認作業を行うものである。本作業の要求仕様を満たされない場合、当該装置の動作制御プログラムが正常に動作しないことにより、オートメーション(自動運転)でのプロセス処理が実施できないという不具合等が生じる可能性、予期せぬ誤動作により当該装置が故障する可能性がある。このような不具合を生じさせないためには、当該装置固有の構造や機構、制御プログラムに関する情報と技術を有し、PCへのプログラムのインストール作業、動作確認作業を確実に行うことが可能である者が実施することが必要不可欠である。以上のことから、PCの更新作業及び作業完了後の確認試験において、作業の確実な実施及び作業後の装置の保証が可能である事業者は、当該装置の製造元である(株)日立ハイテクノロジーズにおけるメンテナンスサービス等担当会社である(株)日立ハイテクフィールドインゲ以外にはない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
単結晶シリコンインゴット作製	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.9.16	FTB研究所(株) 千葉県野田市山崎梅の台11-9 (法人番号4040001070472)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の購入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,948,940	非公表	-	本件は、シリコン融液と反応しにくい性質を有する澆液シリカガラスるつぽを用いてチョクラルスキー法による単結晶シリコンインゴットの作製を行う。本作製で用いる3種類の澆液シリカガラスるつぽの内、2種類は(株)FTB研究所が保有する特許(第4854814号シリコン結晶成長用石英坩堝のコーティング方法及びシリコン結晶成長用石英坩堝)に基づいて作製されるものである。もう1種類は比較用のため、るつぽの材質が2種類と同一である必要がある。これにより、単結晶シリコンインゴット作製過程において必須である澆液シリカガラスるつぽを作製できるのは、特許権により排他的権利を有するFTB研究所(株)であり、作製の権利は他社に許諾していない。そのため、単結晶シリコンインゴットの調達先はFTB研究所(株)しかない。	8	
SiC複合材製小型圧力ケース	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.9.20	金属技研(株) 神奈川工場 神奈川県海老名市社家字業平713 (法人番号4011201010452)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の購入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,800,000	非公表	-	本容器は、坑内機器用耐圧ケースを模擬したSiC複合材料製小型耐圧ケースであり、NITE法(Nano-powder Infiltration and Transient Eutectic Process)により製造されたSiC/SiC※複合材料を用いた構造となる。シリコンカーバイド(SiC)製ケース素材の性能評価を行うには、現在、世界で最も高耐環境性を有するとされる本容器が不可欠となる。本容器は、NITE法を用いた工程によってのみ製作が可能となる。NITE法プロセスと関連した特許として「SiC繊維強化型SiC複合材料の製造方法」及び「SiC繊維強化型SiC複合材料のホットプレス製造方法」(発明者:香山 晃、加藤 雄大)の2件は(株)エネテック総研が優先実施権を保有している。昨年度は(株)エネテック総研はNITE法による複合材料事業については、採算性により生産事業を停止中とのことで、同社から国立大学法人室蘭工業大学の可能性が示唆された。同大学では、教職員で発明者の香山晃教授のノウハウと指導の下であれば製作可能であり、大学の成果物供与として有償譲渡が可能であったため、同大学と選定随意契約を締結した。本年度、新たな調達の事前調査では、(株)エネテック総研は昨年度に引き続き生産事業を中止しており、特許を使用した実施権については発明者の香山教授に一任している。また、香山教授は本年度で退職予定であるため、納品物への保証等の体制を勘案し、大学としての受注はしないということであった。ただし、香山教授が指定する金属技研(株)において、香山教授のノウハウと指導の下であれば製作が可能であるという調査結果であった。そのため、発明者が唯一指定する社として、契約の選定先は金属技研(株)以外にない。	8	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
広帯域MT/AMT法観測装置	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.9.21	日鉄鉱コンサルタント(株) 東京都港区芝4-2-3 (法人番号3010001025538)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,176,360	非公表	-	Magnetotelluric法(以下MT法という)では自然電磁波に誘導される電場2成分と磁場3成分を地表で計測して、地下の比抵抗構造を求める。探査深度はその時の測定周波数に依存する。本研究ではおよそ20kmの深度までの解析を目的とするため、幅広い周波数の電磁場信号を同時に確実に取得できなければならない。このため測定に際しては、良好なデータを取得するため、本装置を含め複数の装置を同期させ、同時にデータを取得するリモートリファレンス方式を採用する。産総研ではMT法電磁探査装置(Phoenix Geophysics社製 MTU-5A)を所持しており、本件では、同装置と同期してMT法データを安定的に取得し一括処理する機能を有する装置を調達するものである。本件で必要とされる機能は以下の通りである。 ・産総研では既にMT法磁場センサー(Phoenix Geophysics社製MTC-80H)を所有していることから、これを接続して測定が行えること。 ・産総研所有のMT法探査装置(Phoenix Geophysics社製MTU-5A)と同期し互換性のあるデータが取得できること。 ・産総研所有のデータ処理ソフト(Phoenix Geophysics社製SSMT2000)を介して、MT法探査装置(Phoenix Geophysics社製MTU-5A)が取得したデータと相互のリファレンス処理を行えること。 上記条件を満たす装置は、カナダ国Phoenix Geophysics社製MTU-5A以外にはない。Phoenix Geophysics社の装置については、日鉄鉱コンサルタント(株)が国内唯一の代理店であることから、同社を選定する。	4	
XRD用温度調整アタッチメント	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原 徹 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H28.9.21	(株)リガク大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14-8 (法人番号5012801002680)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,484,000	非公表	-	既設のリガク製XRD(UltimaVProtectus)に本アタッチメントを取り付けることにより温調測定を行う。測定試料はガラス中の結晶であり、相転移や熱膨張係数を正確に求めるため、温度域としては700度以上の高温域まで必要である。また、加熱中の酸化還元を防ぐために雰囲気制御も必要である。本装置及び制御ソフトウェアは(株)リガクが製造しており、装置の構造を熟知している。もし他社の製品が物理的に取り付け可能であっても、制御ソフトウェアによる制御が出来なくなり、装置全体としての機能・性能の保証がされない。したがって既設装置との完全な互換性を維持し、増設後の機能・性能の保証が出来るのは本装置を製造した(株)リガクしかない。	4	
高温高圧装置の改良	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.9.21	(株)鷺宮製作所 東京都新宿区大久保3-8-2 (法人番号6011201002019)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,584,000	非公表	-	既存装置の圧力(封圧ならびに背圧)の制御を行っている制御盤は、センサーからの信号を油圧サーボ弁へ伝えることで圧力発生機の動作をフィードバック制御する機能を持っており、センサーからの信号を受けサーボ弁への命令をつかさどる重要な部分である。しかし、2001年に導入されたものであるため、制御用OSであるMS-DOSは現在サポートされておらず、また、周辺部品も廃盤となっているものが多く、故障時の修理が非常に困難となっている。本件は、当該研究の継続および精度の向上を図りかつ試験の自由度を上げるため、既存の制御盤を交換すると共に、PCからの制御が可能な制御方式に改良するものである。また、装置の安定稼働維持のため無停電電源装置を新設し、一部周辺部品の交換を行う。本件装置は、その目的上加圧を精密に制御することが必須であることから、制御盤の交換においては、サーボ弁制御の互換性が重要であり、また、PC制御による運転のためには、圧力発生機及び制御盤の構造・運動について熟知している必要がある。また、改良後の動作保証を得る必要がある。本件制御盤及び加圧部を製造したのは(株)鷺宮製作所であり、販売・修理等については代理店を介さず同社が直接行っている。以上の理由により、(株)鷺宮製作所を請負先として選定する。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ペロブスカイトレーザー蒸着システム増設	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.9.21	(株)パスカル 大阪府大阪市阿倍野区昭和町1-16-4 (法人番号4120001024874)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,885,000	非公表	-	本件は、既存装置の簡易蒸着ユニット((株)パスカル社製)に組み込んで、様々な組成の有機鉛ペロブスカイトの製膜を行う必要がある。そのためには、既存装置に適合するように設計し、融合させることが必要不可欠である。特にレーザー光学系の調整及び材料フラックスが既存装置と同一となるようなターゲットと基板との位置関係の設計は既存装置を熟知していることが不可欠である。従って、今回増設する装置は、既存装置との互換性が必要であり、既存装置を熟知している製造者である(株)パスカルは、装置の増設に関する施工技術及びノウハウを持ち合わせており、増設後の装置の動作保証も可能な(株)パスカル以外にはない。	6	
3次元流動反応解析ソフトウェア保守契約更新	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.9.21	リアクション・デザイン・ジャパン(株) 東京都新宿区西新宿6-10-1 (法人番号2010001088073)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,350,400	非公表	-	本ソフトウェアは、リアクション・デザイン・ジャパン(株)と使用ライセンス契約(米国Reaction Design社(現米国ANSYS, Inc.)製、製品名:FORTE、納入日:平成26年12月26日、契約金額:12,013,920円、ならびに、納入日:平成27年1月16日、契約金額:12,947,040円)したものである。本保守は、ソフトウェアのバージョンアップによるバグ修正・機能追加と、ソフトウェアの仕様を熟知した業者のソフトウェアサポートを利用することによる計算設定やポスト処理作業の時間短縮を行うことが必要不可欠である。バージョンアップが行われない場合には新機能を利用できないため特定の条件に対する解析を実施できないことや最新のモデルを利用できない。また、ソフトウェア仕様を熟知した業者によるサポートを利用できない場合には特殊な計算設定や設定の不具合発見に多大な時間がかかり非効率である。FORTEのサポート窓口を設置し、日本国内の顧客に対し、ライセンス供与しているのは、日本法人のリアクション・デザイン・ジャパン株式会社のみであり、バージョンアップ資料の頒布、サポート・サービスは同社を通じてしか得られない。よって本ソフトウェア保守契約の相手先はリアクション・デザイン・ジャパン(株)以外にない。	7	
SiC-CVD装置部材	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.23	東京エレクトロン(株) 東京都港区赤坂5-3-1 (法人番号4010401020757)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,667,520	非公表	-	本物品は、既存のSiC-CVD装置(東京エレクトロン社製)において、SiC-Insulated Gate Bipolar Transistor(IGBT)作製の250 μ m厚のエピタキシャル膜を製作するために使用するSiCシャフト、SiCシャフトリフター、リフタータイプ2である。具体的には、SiCシャフトは回転セプター(固定セプターの熱を回転により均一化してウエハに伝達)と装置との連結のため、また、SiCシャフトリフター及びリフタータイプ2は連結させてホルダー搬送時にホルダーを回転セプターから持ち上げるための部材であり、いずれも装置の正常な稼働のために極めて重要な部材である。今回、これらの部材がエビ成長により破損、堆積物の固着等の消耗により交換する必要があるため調達を行う。これらの部材に本体装置と互換性がないものを用いた場合、稼働中に破損等の不測の事態が発生し、事故を招く恐れがある。そのため、本体装置の性能を正しく発揮させ、かつ、安全に稼働させるためにも、本体装置メーカーの純正部品を使用することが必須である。また、交換後の動作保証を得る必要がある。以上の理由により、契約相手先は、本体装置のメーカーであるとともに、代理店を介さず直接販売を行っている東京エレクトロン(株)において他にない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
真空基板処理装置への電子ビーム蒸着機能の追加	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.9.23	(株)アールデック 茨城県つくば市二の宮1-16-10 (法人番号4050001015278)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,615,000	非公表	-	本研究では、共同で研究を実施している国立研究開発法人物質・材料研究機構にて使用中である高真空電子ビーム蒸着装置におけるIII-V属化合物半導体基板へのハフニウム酸化物の堆積条件と同一条件であることが必須である。同装置は(株)アールデックが製造し、物材機構に納入した装置であり、既に得られた最適化条件との整合性の確保、実験データを活用した極薄ゲート絶縁膜の形成実験を円滑に遂行するためには、当該者以外が本作業を行うことは不可能である。よって、本作業を行えるのは、研究に使用する特殊な機器との整合性の確保といった観点から(株)アールデック以外にない。	5	
SiCダイオード通電劣化試験装置改造作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.9.23	(株)ティアテック 東京都江東区永代2-16-1 (法人番号2010501020460)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,296,000	非公表	-	本件は、平成27年度に導入したSiCダイオード通電劣化試験装置((株)ティアテック製)に対するアップグレード作業である。SiCダイオード通電劣化試験装置は大電流を扱う試験装置であり、ソフトウェアの機能追加に当たっては装置の安全性を損なわないよう十分な配慮が必要である。また、当該装置の仕様・構成については装置メーカーの機密・ノウハウを含む。そのため、本件はこの装置の設計から製作までを行った装置メーカーである(株)ティアテックへ依頼することが最も望ましく、詳細な装置仕様・構成を知り得ない業者に依頼した場合、使用時の保証、故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、装置の安全性に問題が生じる、あるいは仕様を満足するソフトウェアの改造が行えない等の不都合が生じるおそれがある以上の理由により、本件の契約先は(株)ティアテック以外にはないと判断する。	6	
BEOL10AI拡張・改版マスクデータ(TIASCRO1)のレチクル作製	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.26	凸版印刷(株)エレクトロ事業本部 東京都台東区台東1-5-1 (法人番号7010501016231)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,091,200	非公表	-	産総研では、平成21年度に凸版印刷が製造した“BEOL10AI”マスクシリーズを保有している。平成26年度に、そのマスクシリーズでできないデバイス評価機能を追加するために、そのデータをもとに、機能付加したマスクシリーズのレイアウトデータについて、公募を行い、結果として凸版印刷に依頼・作製し、新規のマスクデータを“TIASCRO1”として保有している。上記の経緯を踏まえ、今回、現在保有するマスクデータ“TIASCRO1”を用いてレチクルを作製するにあたり、凸版印刷(株)以外の製造メーカーに依頼した場合、納品されたレチクルと露光条件との相関データに齟齬を来たし、現在保有する相関データとメーカー間の製品のナノレベルでのずれが、ターゲット寸法精度に対して、リソグラフィ工程での調整範囲を超える危険が生じる。よって、本件の契約先は、現在保有するマスクデータ“TIASCRO1”を作製した凸版印刷(株)以外にない。	3	
250kWパワーコンディショナ用インバータユニット	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.9.27	(株)三社電機製作所 東京支店 東京都台東区東上野1-28-12 (法人番号:7120001051882)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,079,000	非公表	-	本装置は、福島再生可能エネルギー研究所の実証フィールドにおいて、太陽光発電の定格出力の半分を占める大型PCS((株)三社電機製作所、型番:PV-250K-42/44T-03 MVJ)の基幹部品であり、予備品として備えておく交換ユニットの一つである。それにより、メガソーラ等の太陽光発電事業において不慮のPCS不具合に対応することができ、発電量の機会損失を最小化し、持続的な稼働を担保することができる。そのため、本装置は対象となるPCSに適合した完全互換の交換部品が必須であり、交換後の機能・性能の保証が必要不可欠であるため、製造メーカーである(株)三社電機製作所以外に契約先はない。	4	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
プラズマ制御システム試運転試験助勢作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.9.27	(株)東芝エネルギーシステムソリューション社 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 (法人番号2010401044997)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,179,600	非公表	-	プラズマ制御システム((株)東芝 エネルギーシステムソリューション社※((株)東芝の社内カンパニー)製、契約金額12,500,000円(税抜))は風車内へ常時設置するため、初動の際には、プラズマシステム試運転を行い、構成機器の特性確認を実施する。試運転の際には、機器間のインターフェースの確認や、静電容量の確認、運転時の電圧電流波形取得など、機器を一部分解して計測器を接続し、試験する内容を含むため、機器の内部構造を理解している製造メーカ以外では作業を実施することができない。本システムは、(株)東芝 エネルギーシステムソリューション社が開発し、世界初のシステムとして販売を行っているため、システム試運転助勢が可能な業者は他に存在していない。また、システムの販売、保守、修理等の契約は(株)東芝 エネルギーシステムソリューション社が直接行っており、代理店は使わないとの確認を行っている。このため(株)東芝エネルギーシステムソリューション社以外に契約可能な業者は無い。	6	
地層変形シミュレータによる生産時の坑井健全性評価作業及び商業生産規模における広域地層変形解析作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.9.27	西日本技術開発(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通1-1-1 (法人番号6290001017728)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	22,032,000	非公表	-	経産省委託事業「メタンハイドレート開発促進事業」において、当所が担当している「メタンハイドレート資源生産手法開発」では、メタンハイドレート層からのガス生産手法について研究開発を行っている。メタンハイドレートはメタン分子が高圧・低温下の条件で、水分子の籠の中に取り込まれた固体の結晶であり、日本周辺の海底下、数百mの未固結堆積層中の孔隙内に存在しているが、分解するとメタンと水になり、このメタンが天然ガスの主成分ということで次世代のエネルギー資源として期待されている。低圧あるいは高温にすればメタンハイドレートが分解するため、生産手法として、メタンハイドレート層まで坑井を掘って、坑井内にポンプを設置し水を汲み上げメタンハイドレート層内の水圧を下げて分解してガスを生産する、いわゆる減圧法を当所が提案している。減圧法を適用した場合は、地層内にあるメタンハイドレートが分解して水とメタンガスになるため、これまで固体として寄っていたメタンハイドレートがなくなることになり、地層内の応力分布が変化する。このため、現場試験の計画の策定や、商業化に向けた生産手法を検討する上で、メタンハイドレートを含む地層の変形挙動や坑井近傍での応力分布や変形挙動などの解析が必要となる。今回、この変形挙動などの解析を行うためには、メタンハイドレートを含む地層の変形係数や強度などの力学パラメータなどを取り扱えるシミュレータを用いることが必要となるが、このシミュレータとしては、経産省委託事業において、当所が西日本技術開発(株)に再委託(2009年から)を行って開発した、「抗井周辺力学挙動・広域地層変形シミュレータ(COTHMA)」以外にはない。委託研究契約の規定により、COTHMAの知的財産権は当所と西日本技術開発(株)の共有となっており、現在、第三者がこれを利用することはできないため、COTHMAを用いた当該解析業務に対応できるのは同社のみである。以上の理由により、当該作業の契約先は、COTHMAを開発し、知的財産権を有する西日本技術開発(株)以外にないと判断される。	7	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
「第29回国際超電導シンポジウム (ISS2016)」会場の借用	契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.27	(株)東京国際フォーラム 東京都千代田区丸の内3-5-1 (法人番号6010001082469)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,413,232	非公表	-	当該国際シンポジウムは、これまで、公益財団法人国際超電導産業技術研究センターが主催してきた学術的な国際会議であったため、例年、つくば、東京都江戸川区などの東京周辺部で開催されてきた。しかし、今年は産総研が主催することで、ASCOT 設立を国内外に強くアピールすると共に超電導技術に関するオープンイノベーションの加速を先導していくことを意図しているため、中央省庁関係者や産業界幹部が出席しやすい都心で開催することが不可欠である。なお、当該国際シンポジウムを産総研が引き継ぐことは、経済産業省からの強い要請がある。会場の選定については、以下の点を総合的に勘案して、東京国際フォーラムを選定した。 (1) 本シンポジウムの主たる参加者は、国内外の大学・国立研究機関・企業等の研究者であるが、中央省庁関係者や産業界幹部の参加も想定しているため、交通の利便性の最も良い都心であること。 (2) 約500名の参加者を収容可能であるホール、ポスター会場、パレルセッション用の会議室を利用できること。 (3) 国際シンポジウム開催日(平成28年12月13日～15日)に会場を利用可能であること。 (4) 会場借用料が比較的安価であること。 上述条件について中央官庁近傍の会場を調査したところ、東京国際フォーラムが条件を満たす唯一の会場であり、契約の相手先に選定するものである。	9	
HRP-2改用品モータ	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林 良三 (茨城県つくば市東1-1-1)	H28.9.28	カワダロボティクス(株) 東京都中央区日本橋本町4-13-5 (法人番号1010001152581)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,688,040	非公表	-	HRP-2改(カワダロボティクス製)を用いた実験や実演を繰り返し行うことで、各関節軸に用いているモータへの負荷が大きくなり、焼き付きを起こしてしまう。一旦焼き付きを起こしてしまうと、その関節は全く動かなくなり、場所によってはまったく歩けない、まったく手が動かせない等の問題が生じ、ひいてはタスク実行の継続が不可能となってしまう。そのような事態を避けるため、補用品として専用のモータを購入する。HRP-2改はカワダロボティクス(株)が設計・製造・販売を行っており、設計や製造に関する技術情報は外部には一切公開していない。そのため、専用モータについても、型番を含む技術情報は同社のみが保有している。また、モータを取り付けるためには、各関節に応じた軸加工が必要であり、この加工を行うためには、HRP-2改の設計・製造に関する技術情報が必須となる。これらの条件を満たす契約相手先は、HRP-2改の製造メーカーであるカワダロボティクス(株)以外に存在しない。	4	
ディスプレイアグリゲータードプレート型光増幅器のアレイ化(改造)	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.28	(株)トリマティス 千葉県市川市南八幡4-7-12 (法人番号9040001030892)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,860,000	非公表	-	本仕様で定めるディスプレイアグリゲータードプレート型光増幅器のアレイ化は、当該装置において、1チャンネルの光増幅器を4チャンネルに増設するための改造である。また、本仕様書の5-2.9)に定める1.5以内での入力パワー変動時の安定化を実現するためには、当該装置を製作した(株)トリマティスが保有する特許第5419141号に記載の光強度制御技術が必須であるため、当該装置を製作した会社以外の者に発注した場合、増設分の光増幅器部分の仕様にはばらつきが生じる。また改造後の装置の機能・性能に対する保証がされず、研究遂行に著しい支障をきたす恐れがある。従って、(株)トリマティス以外に、この光増幅器の製造および改造は不可能であり、本件を履行可能なのは同社以外に無い。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東北大学大型計算機の利用	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.29	東北大学サイバーサイエンスセンター 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-3 (法人番号7370005002147)	国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,300,000	非公表	-	研究遂行上、時間依存密度汎関数理論による電子と原子核のレーザー場下でのダイナミクスを原子100個程度のモデルサイズで実行し、1psごらの時間スケールのダイナミクスを数値計算する必要がある。具体的には、高速計算機を並列に使用する大規模計算を6か月間程度64ノード占有の利用を行うことで本研究を迅速に遂行することが可能となる。なお、その他の計算機設備に適合すべく本研究に用いるコードFPSEIDを更に変更するには1年以上の期間を要するので、当該企業との共同研究契約期間以内に結果を出すためのシミュレーションの実行を行うことは事実上不可能である。このような特徴を有する計算設備を有している機関は3つあり、応募者がテーマを設定できる一般利用型計算機利用申請を受け付けているのは、2か所であった。それぞれの公表使用負担額を比較したところ、要求仕様とコスト面で東北大学サイバーサイエンスセンターが満たしている。よって契約相手先は、東北大学サイバーサイエンスセンター以外に無い。		
高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理作業	契約担当職 東北センター研究業務推進室長 佐藤 学 (宮城県仙台市宮城野区苦竹4-2-1)	H28.9.29	中間貯蔵・環境安全事業(株)北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14-7 (法人番号2010401053420)	契約の相手方が法令等により明確に特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	44,439,269	非公表	-	PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、環境省が策定した「PCB 廃棄物処理基本計画」に従い、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」に規定された期限までに処理しなければならない。高濃度PCB廃棄物を処理できるのは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処理事業者として中間貯蔵・環境安全事業(株)が特定されている。よって、本件の高濃度PCB廃棄物を処理できるのは中間貯蔵・環境安全事業(株)以外にない。	1	
多孔質材料吸着・拡散分子シミュレーションソフトウェア	契約担当職 東北センター研究業務推進室長 佐藤 学 (宮城県仙台市宮城野区苦竹4-2-1)	H28.9.29	ダイキン工業(株)電子システム事業部 東京都港区港南2-18-1 (法人番号8120001059660)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,481,000	非公表	-	今回導入するシミュレーションソフトウェア(Materials Studio)は、共同研究先である日立造船(株)で使用しており、これを用いて高シリカゼオライト分離膜の開発を行っている。本ソフトウェアのシミュレーション計算結果を受け、ゼオライト分離膜の評価や高性能化の検討を進めていくため、分子の形状やサイズ等を正確に把握することが重要である。違うソフトウェアでは、データ受け渡し時に双方において、各々のソフトウェアに対応した分子モデリングや評価に膨大な時間がかかる上、データの精度にも疑問が残る。また、部門内研究の新規ゼオライト分離膜の開発においても、様々な操作条件下において、多様なゼオライトと分子の組み合わせで吸着現象及び拡散現象を計算・予測することから本ソフトウェアが必要である。このことにより、データの整合性を図り、分子シミュレーションの迅速な検討を行うため、本ソフトウェアが必須である。本ソフトウェアであるダッソー・システムズ・バイオバ社(米国)のMaterials Studioは、ダイキン工業(株)が国内唯一の大学官公庁向けの販売店となっている。よって、本ソフトウェアの購入先としてダイキン工業(株)以外にない。	5	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
導電性フィルム用タブ線圧着装置改造作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H28.9.29	芝浦メカトロニクス(株) 神奈川県海老名市東柏ヶ谷5-14-1 (法人番号8020001032660)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	9,504,000	非公表	-	本作業は、福島再生可能エネルギー研究所に既設の導電性フィルム用タブ線圧着装置の改造である。本装置は太陽電池モジュールの作製に用いるもので、太陽電池セルにタブ線を導電性フィルム(CF)を用いて接着し、これらのセルを直列に接続していくものである。セルの高効率化のためには、セルのバスバーを3本から4本に変更することが有効であるが、既設の装置では、3本バスバーのセルを用いたタブ配線しかできないため、4本バスバーのセルでは、モジュールが作製できないという問題があった。このため、今回、4本バスバーのセルにも対応できるように装置を改造するとともに、本圧着のヘッドツールを変更して、より優れた接着が可能になるように作業を行う。本改造作業には装置の構造や機構、さらには、動作を行うための装置専用制御ソフトウェアを十分に熟知していることが必要不可欠であり、改造後の動作保証も必要である。このため本装置を設計、作製した芝浦メカトロニクス(株)以外にない。	6	
スプレー式ウェハ洗浄装置(ZETA300)パワーサプライ交換	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.9.29	アプリアテクノロジー(株) 岡山県岡山市北区芳賀5311 (法人番号3011201009628)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,208,844	非公表	-	本案件の対象資産であるM・FSI社製スプレー式ウェハ洗浄装置(ZETA300)は、半導体製造研究における半導体の表面及び裏面洗浄に専用化したスプレー式ウェハ洗浄装置である。当該装置は、この度の定期修繕後の立ち上げ時に電源を投入したが電源が入らなかった。原因を調査したところパワーサプライの故障と判明し交換作業が必要となった。もしパワーサプライの交換を行わないと、ウェハ洗浄も不可となり、その間、装置が長期停止となる事で研究開発に支障を及ぼす事が危惧される。スプレー式ウェハ洗浄装置(ZETA300)の安定稼働を維持し最終的には装置の動作保証を製造メーカーに担保するには、交換するパワーサプライを、製造社製の純正品とする事が必要である。また当該装置の製造者以外が当該作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがあるとともに、パワーサプライ交換後の装置の動作保証が得られない。以上の理由により、本件の受注業者としては当該M・FSI社製スプレー式ウェハ洗浄装置(ZETA300)の製造者であるアプリアテクノロジー(株)(旧社名:M・FSI)以外にはない。	6	
西5D棟南クリーンルーム燃焼除害装置定期点検	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H28.9.29	(株)巴商会 学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,188,000	非公表	-	本作業はCVD装置を用いてSiCのエピタキシャル膜を成長させる際に排出される特定高圧ガス及び有害ガス(シラン、水素、プロパン)を無害化する燃焼除害装置(太陽日酸(株)製Hercules Buener)について、装置の能力を維持するための自主点検を行うものである。当該装置には、排ガス中の有害成分を燃焼し、安全な物質に変えて排気させる動作を正常に維持することが求められるため、定期的に自主点検を行う必要がある。本作業には、当該装置に精通し、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、点検後の保証も必要である。また、安全や性能保証の観点からも製造元である太陽日酸(株)から保守・修理を委託された会社以外の者が作業を行うことは、今後の装置使用に著しい支障が生じるおそれがある。なお、当該装置の修理・点検等は、太陽日酸(株)の代理店である(株)巴商会のみが行うことになっている。以上の理由により契約相手先は、(株)巴商会をおいて他にない。	6	

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第2/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
シリコン深掘り加工装置ドライポンプメンテナンス	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H28.9.30	住友精密工業(株) 兵庫県尼崎市扶桑町1-10 (法人番号4140001049416)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,684,532	非公表	-	当該装置(住友精密工業(株)製)のドライポンプは、チャンバの高真空を保持するうえで非常に重要な役割を担っており、ポンプの切り離し、および接続作業、さらにメンテナンス作業をおこなうには、充分な知識と確立された方法での作業が要求される。そのため、メンテナンスを2~3年の頻度(前回平成26年9月)で住友精密工業(株)が実施している。以上のことから、安定した性能の継続、および安全な作業が保証できるのは、当該装置のメーカーであり、継続的に整備調整作業を担当しメンテナンス後の動作保証ができるのは住友精密工業(株)以外にない。	6	
除害装置修理および除害性能測定作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H28.9.30	カンケンテクノ(株)東日本支店 東京都八王子市下柚木2-10-1 (法人番号1130001030783)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,748,974	非公表	-	当該装置は約2年間停止状態にあり、再立ち上げに当たり、メンテナンス作業を行った結果、各所で異常が発生したため、その修理作業が必要である。3本のヒーターの内1本で絶縁異常が起こったため、その交換が必要となった。残り2本についても再稼働後早期に絶縁異常が発生する可能性が高いため、3本のヒーターを交換する。なお、ヒーターは補給水を供給しつつ、通電状態で3~5年周期の交換が推奨されているところ、今回の停止状態は非通電状態で前回交換から約3年であるため交換不要と考えていたが、補給水が供給されていなかった点により、劣化が進んだと考えられる。また、メンテナンス作業時に補給水の流量低下異常も発生しており、排水ポンプの交換も必要である。同時に補給水の流量計も流用を読み取れないほど汚れがたまっているため、この交換も必要である。当該装置のメンテナンスを行うには、当該装置の構造を熟知している必要があり、適切に本件を履行するにはこの装置の設計から製作までを行ったカンケンテクノ(株)以外にはない。また、カンケンテクノ(株)以外の者が作業を実施した場合、製造元が保管している設計図や組み立て図、及びスキルがないため、正しく修理ができず、除害能力が得られない可能性が非常に高い。以上の理由から、本件の契約先はカンケンテクノ(株)以外にないと判断する。	6	